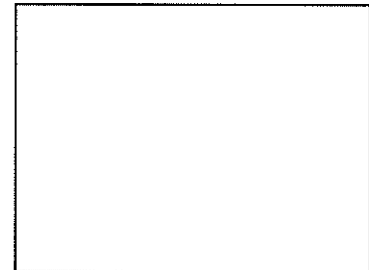


## 審 査 請 求 書

2019年（平成31年）2月6日

原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代



行政不服審査法第2条の規定に基づき、次のとおり審査請求を行う。

### 第一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

別紙参照

### 第二 審査請求に係る処分の内容

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（平成30年11月7日、原規規発第1811074号）

### 第三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2018年（平成30年）11月7日

### 第四 審査請求の趣旨及び理由

「第二記載の設置変更許可処分を取り消す」との決定を求める。

詳細は第九記載の「東海第二原発の運転期間延長認可処分取り消し審査請求書の各論」で述べる。

### 第五 処分庁の教示の有無及びその内容

原子力規制庁法規部門の担当に、行政不服審査法の改定内容など審査手続きについて教示を得た。

### 第六 審査請求の年月日

2019年（平成31年）2月6日

### 第七 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第31条の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づくため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める。

## 第八 執行停止の申立て

本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件審査請求とともに、行政不服審査法第25条の規定により、本件処分の執行停止を申し立てる。

本件においては、早急に審理し、審理が終わるまでは東海第二原子力発電所の再稼働・運転延長の為の工事をしないように強く求める。

なお、「国民」でも「私人」でもない防衛省が行政不服審査法に基づいて沖縄県の埋立承認撤回の執行停止を申し立てた折には、国交相がわずか5日間で執行停止を決定した。本申立は当該処分庁と審査庁とが同一であり所謂「身内の」審査であるから、数日で審査・決定できると考える。早急（遅くとも2018年度中）に決定することを強く要望する。

## 第九 東海第二原発の運転期間延長認可処分取り消し審査請求書の各論

### 一 趣旨

日本原子力発電（株）東海第二発電所（以下、原電東海第二原発）は、1978年11月28日に営業運転を開始し、2018年11月27日に40年を迎えた。

本来、改正原子炉等規制法（2012年12月改正）では、それまで明記されていなかった原発の運転期間が決められた。「発電用原子炉設置者が発電用原子炉を運転できる期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年とする。」とされた。ただし、この運転期間はその満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として延長することができることとされた。

この老朽原発の運転延長については、原子炉等規制法の改正を進めた当時「例外中の例外」（細野豪志原発担当相）とされた。当時の規制委員会の田中俊一委員長も延長は「相当困難」としていた。

ところが、関西電力高浜原発1号機、2号機、美浜原発3号機と、延長申請された3基とも許可され、4基目となった東海第二原発も許可されるに至り、申請さえすればオートメーションに許可される運用となっているのではないかとさえ疑われる。

報道でも、朝日新聞は11月8日付の紙面で「人口が密集し事故時の避難が難しい首都圏の老朽原発を、原則を超えて長く動かす正当な理由は見当たらない」としたうえで、「運転期間の『40年ルール』は、設計が古い原発の退場を促すための規制で、東京電力福島第一原発の事故後に強化された安全対策の柱の一つだ。規制委が認めれば20年の延長もできるが、導入時、政府は『極めて限定的なケース』と説明した」と指摘している。東京新聞は「東海第二はさらに例外、あるいは特別だ」として、福島第1と同型のBWRであること、大震災で実際に津波の被害に遭って外部交流電源と非常用電源の一部を失ったことなどを挙げ、「（大震災での）強い揺れによる原子炉への影響も、本当にないかどうか、不安が残る」と指摘している。

さらに、1740億円と見積もられている安全対策費用さえも、自力で工面出来ない東海第二原発の運転延長許可を、40年ギリギリのタイミングで駆け込み的に出す規制委員会の審査に多くの疑問が呈されている。

福島第一原発事故と原発の老朽化の関係が未だ全て解明されていない上、震災と津波に被災した原発の運転延長を認めた規制委員会の判断に、地元からたくさんの反対の声が上がっている。

茨城県民の声は、報道機関により行われる世論調査で何度も明白な結果が示されており、例え

ば2017年8月に行われた茨城県知事選挙においてNHKが行った出口調査では、東海第二原発の再稼働について、賛成は24%に対して、反対は実に76%にもものぼっている。

## 二 耐震性の欠陥

東海第二原発が設置許可を得て建設された時点の科学的な知見では、福島県から茨城県沖で発生する可能性のある地震及び津波についての知見は浅く、現在の基準地震動に相当する「設計用限界地震」の想定は、わずか270ガルであった。

その後、兵庫県南部地震の発生や地震や津波の知見の増加に伴い、2006年に発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の規定、2013年の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」による基準地震動の策定が行われたが、その間に2005年8月16日宮城沖地震で女川原発の基準地震動を超え、2007年3月25日能登半島地震で志賀原発の基準地震動を超え、2007年7月16日新潟県中越沖地震にて柏崎刈羽原発の基準地震動を超えた。さらに2011年東北地方太平洋沖地震でも東海第二原発で基準地震動、当時600ガルを超え、女川原発でも基準地震動を超えた。また、メルトダウンを起こした福島第一原発でも基準地震動を超えていた。

東海第二原発の基準地震動は、震災までに600ガルに引き上げられていたが、その後901ガル、さらに1009ガルへと変遷する。

これは、建設当時の耐震設計において極めて小さな地震動の応力値を用いて設計を行い施工してきたことを意味している。

その後の耐震設計見直しに伴い、構造は変わらないまま基準地震動が大きくなったために、耐震裕度を大きく食い潰してしまったことが、日本原電が作成し規制庁に提出した申請書で明確に読み取れる。

このような状況について、衆議院原子力問題調査特別委員会（2016年5月12日）で政府参考人として出席した山田知穂原子力規制庁長官官房審議官・原子力規制部長は、要旨次のように答弁している。

『危険に近づいたかどうかということについてはちょっといろいろな御判断があるかどうかと思いますが、最新の知見をもとにして、より十分な安全が確保できるようにということで新しくつくられた基準でございまして、それについては、従来の基準よりも十分技術的な妥当性があり、さらに保守的な評価になっているということを確認した上で、使うことについて我々として是認をしているものでございます。』

『審査におきましては、十分な余裕といえますか保守性を持って安全性が確保されていることを確認するということになってございます。したがって、余裕を持った状態で基準ですとか評価方法とかというものは決まっておりますので、基準を満たさなければ、（中略）認めない、基準を満たしておれば認めるという形になる』

『余裕が小さくなったのは評価方法が厳しくなったからということで、それが危険になったか危険でないかということに直接つながるものではないというふうに考えてございます。』

さらに菅直人委員は質問で『これがクロスした場合は許可しない（中略）これがクロスするような結果が出たらどうなるんですか。』と問うと、『仮に二つの曲線が重なるという評価があった場合については、そのまま使い続けていいのかどうかということについてはきちんとした評価を改めてやり直すということになるというふうに考えています。』と答弁している。

以上のやりとりをまとめれば、山田参考人は、基準地震動の変遷があったとしても、耐震裕度には十分な余裕がなければならず、さらに裕度が食い潰された結果、「クロスした場合」すなわち安全基準値を超えて応力が生じる場合は、「きちんとした評価を改めてやりなおす」としている。

ところが実際には、基準地震動の増大に伴い生じた応力値の増加により、格納容器スタビライザ（格納容器と圧力容器の間に地震の揺れを吸収する構造材）に生じる応力値が評価基準値を大きく超えた。

これでは「双方の曲線がクロス」し、本当は「失格」である。ところが日本原電は「許容値を満足しない場合は建設設計規格に基づき疲労評価を行う」とする規定に基づいた評価を行い「1未満である」（具体的には発生振動回数40回に対して限界を超える数が48回の揺れと評価された）ことをもって「耐震性がある」とし、それを規制庁も認めてしまった。

しかしこの「疲労評価」計算値は「0.834」で、1にととても近い。言い換えるならば「2割増し程度の大きさの地震が起きる」か「基準地震動と同じ揺れが二度襲えば」このスタビライザは破損することを示している。

本来必要とされる強度余裕「1.5倍」（規制庁内規による）にすら達していない。

このようなことが生じたのは、40年以上前に今日の知見とはかけ離れた過小評価の地震動評価により設計、施工していたからである。40年運転制限を設けたのは、設計時に予見できないことは反映もできないので、その危険性を除去するためでもある。

規制委員会がこの原発をどうしても許可したいのならば、最低限、耐震強度不足の部分について補強ないし造り直しを指示し、十分な耐震裕度を回復させなければならないのに、それを怠っていることは、原子炉等規制法に反し、違法な処分であると言わざるを得ないのである。

### 三 老朽化にともなう事故・故障の増加

40年間の運転期間中に、東海第二原発で261件のトラブルがニューシア（\*1）のデータベースに登録報告されている。

その内訳は、原子炉等規制法や電気事業法に基づき国への報告が必要なT分類が57件、「保安活動の向上の観点などから産官学で情報共有することが有益な情報」なM分類が172件、それ以外の「原子力発電所運営の透明性向上の観点から電力会社がプレス発表やホームページへの掲載などにより公表している情報」、S分類が32件となっている。（『原子力資料情報室通信』第531号（2018年9月1日）より・原子力資料情報室）

これを年別報告件数としてみると、運転年数が増えるに従いT分類が減少し、M分類が激増し、全体としても増加している。

原電はこのうちM分類を無視し、T分類のみに着目し、「劣化状況評価書（平成29年11月）」では高経年化に伴う劣化は進んでいないとしているが、M分類でも軽微なものばかりとは限らない。むしろ全体の傾向としてバスタブ曲線（\*2）の摩耗故障期が出現していることが出来る。

（\*1）ニューシアとは、1966年から現在まで、原子力施設の運転に関する情報を広く共有するために公開された情報サイト。

（\*2）バスタブ曲線（故障率曲線）とは、時間が経過することによって起こってくる機械や装置の故障の割合の変化をしめすグラフのうち、その形が浴槽の形に似ている曲線のこと。（厚

生労働省「職場のあんぜんサイト」より)

このような経年劣化は、多くの場合部品を交換すれば済むとして、問題とされていないようであるが、実際には建屋の構造や圧力容器など交換不能な部位についての劣化も同様に進行しているとみるべきである。そのことを踏まえて、40年の運転寿命を原子炉等規制法で制定したものであり、20年の運転延長が認められるとするならば、法令上も設備設計、施行上も極めて良好な状態で運転管理が行われ、40年経っても大きな経年劣化の形跡がどこにも見られない程度のものでなければならない。それが「延長が認められるとするならば例外的」としていた当時の田中規制委員長をはじめとした政府及び規制庁の考え方だったはずである。

しかしながら、現状は、事業者からの申請については、本来失格とすべき欠陥があっても、期限が迫っていることを殊更に事業者に対して申し述べ、報道でも発言し、規制庁が事業者に対し書類の提出から記述内容に至るまで手取り足取り、補助し続けた結果として、今回の延長申請の許可となっていることは、規制側が延長許可ありきの、看過し得ない重大な行為であると言わざるを得ないのである。

#### 四 非難燃性ケーブル問題

東海第二原発に敷設されている電線・ケーブル類は、建屋全域にわたって敷設されている。総延長約1,400kmにも達するが、そのほとんどが燃え易い非難燃性のケーブルである。

現在の規制方針では、全てのケーブルを難燃性ケーブルで敷設することを要求している。従って、これらの取り替えが義務づけられているはずである。ところが日本原電は難燃性ケーブルへの取替えをしないで再稼働を行おうとしている。

ケーブルの火災対策方針は、1975年に発生した米国ブラウンズフェリー原発でのケーブル火災の教訓から取り入れられることとなり、80年11月6日に「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」が制定され、以後はこの規制に則ったケーブルを敷設しなければならないとされた。

ところが、規制方針が検討されている頃には既に設計、建設が進められていた東海第二原発は、この指針は適用されることがなく、当初設計の通りに非難燃性ケーブルが取り付けられた状態のまま、78年に営業運転を開始した。

これもまた老朽原発にありがちな、規制強化前の施設・設備には安全対策のバックフィットが及ばず、新設原発に比べて格段に安全性の低い設備が温存されている例である。

このようなことが容易に想定出来るから、40年の運転制限を定めたのである。

ケーブルならば交換をすれば良いと考えられがちだが、1400kmもの長大なケーブルで、かつ、ケーブル敷設状況について十分な記録がないところさえあると考えられ、全体を交換すること自体が不可能である。もし交換できるのであれば、とっくに規制委は指示をしているし、事業者は自主的にも交換をしてきたはずだ。

一般的にケーブルの耐用年数は最大でも30年程度と見込まれているが、既に40年を超えている東海第二は、その点からも「耐用年数切れの老朽施設」であり、これを再稼働するというのなら耐用年数に達しているケーブルを全部新品に交換しなければならない。

ところが規制委員会は、ケーブルの難燃化については一定の基準を定めたものの、耐用年数を大きく超えるケーブルの仕様については、東海第二に限らず全て容認してしまっている。

これは驚くべき事態である。

規制委員会自身が「事故時雰囲気を重ね合わせても60年間の絶縁性能を維持できるとしている」事業者の主張をそのまま認め、規格違反、規制違反を容認しているのである。

このようなケーブルを使用する危険性は、常時つきまとう。2017年1月16日に電線管にケーブル1本を追加挿入する作業で、通電中のケーブルの隙間に新しくケーブルを入れる際、ケーブルを送る治具に先端が金属製のメッセンジャーワイヤーを使用したため、これがケーブルの被覆を破損して火花を発生させるというトラブルを引き起こした。

ニューシアで公表している情報では「敷設されていたケーブルの被覆を損傷させ芯線が露出したことで、通電状態にあったケーブルが周囲の電線管（金属製）に接触したため」とある。

満杯状態の電線管に、メッセンジャーワイヤーという不適切な治具を用いて追加ケーブルを無理矢理入れようとした結果、通電状態だった既設ケーブルの絶縁体が破損して導体がむき出しになったため、電気回路が短絡し火花が発生したという。当然ながら火災につながる可能性もあった。

たった1本のケーブルを追加するだけで損傷事故を発生させていることから、大量のケーブルの取替工事や防火シートによる複合体形成工事において、どれだけのトラブルが発生するのか規制側は想像できなければならない。

## 五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

残念ながら、運転延長の為に多くの審査資料から重要な数値は「黒枠・白抜き」で隠されている。これでは、私たち「国民」が審査の妥当性を確認することは絶対にできない。相変わらず原子力規制委員会は「透明性」が売りだから資料を透明にするのか。「例外中の例外」の運転延長審査なのだから、原発推進企業の「営業秘密」よりも「国民」の安全を優先させるべきではないか。

これだけ多くの重要な結果が隠されている以上、私たちはこの一点だけからも処分撤回を強く要求する。

表 2.4.1-9 炉心シフトの疲労評価結果 (PLM40)

応力評価点 — P18

材料 — SUS304L

No.	$S_n$ (MPa)	$K_e$	$S_p$ (MPa)	$S_t$ (MPa)	$S_t'$ (MPa)	$N_a$	$N_c$	$N_c / N_a$
1								
2								
3								
4								
5								
6								
疲労累積係数 $U_n =$								0.0014

## 六 保安規定無き運転延長

規制委員会が、運転延長を認可した同じ日に、同じ定例会議で、同じ配布資料の中の別紙2「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請に関する審査結果」によって、保安規定の変更を認可した。

ところがこの保安規定の認可には多くの問題を包含している。

(1) 保安規定の申請はいつ出されたのか？

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）の（経過措置）第十一条には「保安規定認可者は、平成二十五年十月七日までに保安規定の変更の認可を申請しなければならない。」とある。が、規制委と日本原電のホームページを確認しても、日本原電が東海第二の保安規定変更の申請を平成25年10月7日までに出した形跡がない。提出していなかったとすれば、同社は適合性審査・運転延長許可の審査を受ける資格がないのではないか。

(2) 運転延長認可（2018年11月7日）まで保安規定変更の議論を全くしていない

私たちが2018年10月25日に原子力規制庁の審査担当からヒアリングした折に、保安規定は一切審査をしていないと回答した。

その後一度だけ運転延長決定の前日11月6日に事業者ヒアリングがあり、要旨「日本原子力発電から、東海第二発電所の運転期間延長認可申請及び高経年化技術評価等に係る保安規定変更認可申請に関する補足説明資料の提出があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認し必要に応じてコメントを行う旨を伝えた。」とまとめている。だがこの日に12個の運転延長審査資料が提出されたが保安規定の資料は無い。

(3) 保安規定変更認可は形だけ

1 1月7日の運転延長認可時（定例会議）の資料に別紙2「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請（東海第二発電所の高経年化技術評価等）に関する審査結果」が添えられ、保安規定の考え方が記載されているのみで、「保安計画」さえ全くできていないことがこの日の定例会議で明らかになった。実際に、2月5日現在でも「東海第二発電所 関連審査会合」ページの「保安規定（変更）認可 資料」欄には下線が無く、合格していないことを示唆している。

稼働開始後満40年を超え8年以上止まっている東海第二原発を、これほどいい加減な保安規定変更を認め、さらに運転延長まで認めることは許されない。

## 七 「国民」の声を聴こうとしない日本電原電に原発を稼働させる資格なし

多くの市民が集まった「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」が5万筆近くの「東海第2原発の運転延長・再稼働反対署名」を集めて日本原電（本店）に提出しようとしたり申入書を手渡そうとしたが、何と日本原電は8月1日にも10月3日にも11月7日にも応答もせず受取りを拒否した。そればかりか、10月22日に送った2万筆近くの署名用紙を運転延長認可前日の11月26日に労力と運送費用を使って送り返してきた。

まっとうな人間が運営する法人とは思えない。署名は、原子力規制委員会にも経産省にも提出し、経産省にはこのような日本原電の態度に対して何らかの指導を訴えた。原発は、いざ事故が起こったら多数の人々のふるさとも生活も仕事も奪い被曝させ命と健康を奪う。原子力規制委員会は、これほど無責任で社会性が全く無い日本原電に、原発の運転延長を認めてはいけない。  
以上



審查請求申立人一覽

--

弁 明 書

原子力規制委員会

平成30年11月7日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の3第2項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可に対し、平成31年2月6日付けで審査請求人総代 [ ]、 [ ] 及び [ ] から提出された審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する第29条第2項の規定により、下記のとおり弁明する。

記

1 処分の内容

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長(発電用原子炉施設の運転の期間の延長)の認可について(平成30年11月7日原規規発第1811074号)に記載のとおり。

2 処分の理由

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第114条への適合性に関する審査結果(平成30年11月原子力規制庁)に記載のとおり。

# 反論書

2019年（令和元年）10月24日

原子力規制委員会御中

審査請求人 総代

原子力規制委員会が令和元年8月2日付け原規規発第1908022号及び原規規発第1908023号で発出した弁明書に対して、行政不服審査法第30条第1項の既定により下記の通り反論する。

## 記

### 【反論の項目】

- I 弁明書に記載すべき事項が記載されていないため弁明書の再提出を求める。
- II 改正「行政不服審査法」に基づく本審査請求対応の手順とスケジュールの確認とより公正な審査体制を求める。
- III 弁明書で参照された審査書に対して追加意見を述べる。

### 【反論の内容】

#### I 弁明書の再提出を求める

弁明書の処分内容及び理由は審査請求に係わる処分内容及び理由と全く同一の内容で更に付記した事項は皆無であった。

しかし、「行政不服審査法・審査請求事務取扱マニュアル」の52ページには次の記載がある。

＜審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない。＞

＜弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる。＞

審査請求人は、「日本原電東海第二原子力発電所の適合性審査（設置変更許可と工事計画認可）」と「同運転期間延長」への許可処分の取り消しと執行停止を求めて、昨年11月27日と本年2月6日に審査請求した。処分の詳細は以下参照。

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/300000663.html>

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/300000661.html>

また、上記処分について、「審査請求書に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容」を次のように論述した。

(1) 設置変更許可・工事計画認可(適合性)審査に対して

- 理由1 東海第二原発の危険性と原子力規制委員会の審査
- 理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落
- 理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性
- 理由4 ケーブル・火災問題
- 理由5 津波による漂流物の問題
- 理由6 炉心安定性と原子炉停止問題
- 理由7 深層防護第5層の責任
- 理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援
- 理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須課題

(2) 運転期間延長(発電用原子炉施設の運転の期間の延長)の認可処分審査に対して

- 一 趣旨
- 二 耐震性の欠陥
- 三 老朽化にともなう事故・故障の増加
- 四 非難燃性ケーブル問題
- 五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

したがって、これらの「具体的な内容」に対して弁明するのであれば、<処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない>のだが、送付された弁明書にはそれらの記載が皆無である。

そもそも、審査請求前に5回も大河原雅子衆議院議員とともに開催してきた院内ヒアリング集会で指摘してきたとおり、審査書等に重大な不備(事実認定や判断の誤り等)や欠陥(審査漏れ等)がある。処分は違法・不当との私たちの具体的な指摘(審査請求)に弁明するのであれば、各指摘に対して具体的に弁明するべきであり、あるいは少なくとも審査書の具体的記述場所を参照して弁明するべきである。

このような具体的記述が無い弁明は、処分に係わる審査書案のパブリックコメントへの対応(各意見に一言原子力規制庁がコメントを入れている)よりも不誠実である。

特に、原子力規制委員会が第3条委員会ゆえに同一組織が審査請求対応をするのであるから、より誠実で精緻な弁明をするべきである。また、改正行政不服審査法の1番の特長である「審理員による審理手続き」も「第三者機関への諮問手続の導入」も原子力規制委員会が第3条委員会であるから適用されていないことは、とても私たちに理解し難いこと

である。

また、原子力規制委員会が「有識者からなる合議制で、慎重かつ公正な判断がされることが制度上担保される」組織であるとして、法律上このように行政不服審査法の「改正」部分が有効に適用できないのであれば、なおさら個々の審査請求に対して丁寧で分かり易い対応をするべきである。

再度、各指摘項目に対して丁寧に弁明した弁明書の再提出を求める。

## II 原子力規制委員会における審査請求対応の確認とより公正な審査体制を求める

昨年11月及び本年2月に提出した審査請求について、3か月以上たな晒しされ、やっと連絡が入って原子力規制庁が提示した日程に合わせて予約した6月19日の意見陳述会は原子力規制庁の都合で延期された。その後8月22日に総務省と原子力規制庁への院内ヒアリング集会を実施して、我々のみならず他の人たちの審査請求においても、連名者の記名・押捺を厳しく要求し内規を公表しない、などあまりに原子力規制庁の対応が不適切であることを指摘した。そして、その後メールにより審査請求の手続きについて確認してきた。思い起こせばこの1年近くの間、担当窓口は山田さん、島田さん、秦野さんと次々入れ替わった。

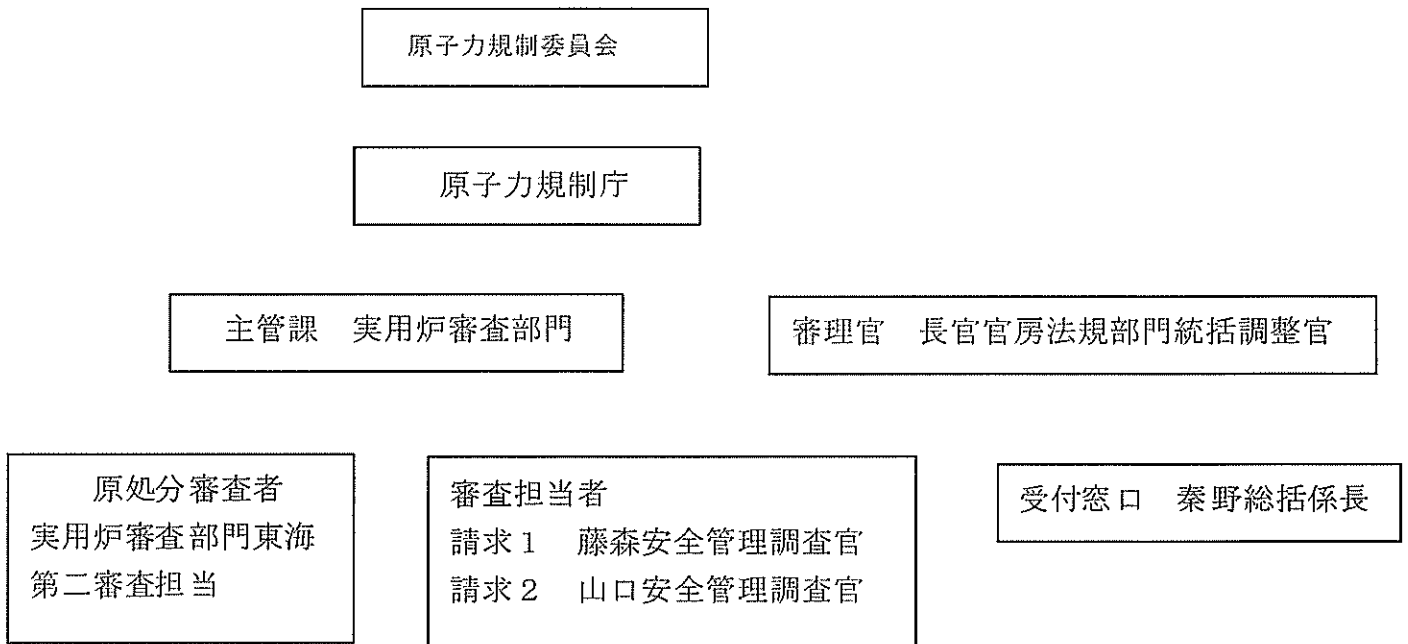
我々の要望に応じて、原子力規制庁が8月29日付けで「原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する規程」を規制委サイトにアップした。ところが、新行政不服審査法の特徴を記した総務省リーフレット（1審理員による第三者期間への諮問手続き、2審理手続きの充実、3審理の迅速性の確保）や上記マニュアルと、原子力規制庁内規との関係も、第3条委員会ゆえの他組織との違いも、非常に分かりにくい。

これらについて、メールで担当窓口から何度か回答をいただき、やっとその姿が明らかになってきた。

以下が私たちの理解である。

### 1 原子力規制委員会の審査請求体制

何度かの問合せにより私たちが理解した審査請求（不服申立て）体制は次の様である。



上図の理解で良いか、確認願いたい。また、必要ならば補足願いたい。

### 2 審査請求の概略手順

これまでの進行及び問合せにより、私たちは今後の進行を次の様だと理解した。

- (1) 審査請求受付
- (2) 弁明書の提出（原子力規制庁⇒審査請求総代）
- (3) 反論書の提出（総代⇒原子力規制庁）
- (4) 意見陳述会（審査請求者⇒審理官、審査担当者、原処分審査者）
- (5) 審理手続き終結
- (6) 裁決書作成（審理官と審査担当者）
- (7) 裁決（原子力規制委員会）

以上について、確認し、過不足があれば修正・補足願いたい。

### 3 原子力規制委員会の審査請求体制の問題点

以上の確認の上で、第3条委員会である原子力規制委員会の審査請求体制について意見を述べる。

- (1) 原子力規制委員会の委員が不適切

総務省によれば、「三条委員会である原子力規制委員会は、有識者からなる合議制で、慎重かつ公正な判断がされるものと制度上担保される」とされる。しかしながら、5人の委員のうち4人は、原子力の分野で仕事をしてきた人で、「公正な判断」ができると思

えない。現に、設立以来原子力規制委員会が行なってきた多くの施策、特に「新規制基準」制定とそれに基づく審査、が原子力推進側の論理による不公正なものである。

より「慎重かつ公正」な判断ができる委員の選任を望む。

## (2) 審査請求実務体制が不適切

審査請求に対する実務体制は、前述のように「審理官」は原子力規制庁の長官官房法規部門統括調整官であるが、大半の実務は「主管課」である原子力規制庁内実用炉審査部門が担う。

これでは行政不服審査法の第一条目的「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する」を果たせない。

三条委員会ゆえ法第四条に「当該処分庁等」が対応すると規定されているが、公正な手続で審査する為には、原子力規制委員会が原子力規制庁とは独立の行政組織に対応させるべきである。それが無理ならば、少なくとも、大半の実務を当該処分をした主管課「実用炉審査部門」以外の部門に対応させるべきである。

「不服申立てに関する規程」（原規法発第1908291号 原子力規制庁長官決定）の改善を求める。

## (3) 不服申立てへの対応は審理官主導で

新法の「審理員」を考慮して原子力規制委員会では「審理官」の制度を規程した。しかしながら、私たち審査請求総代は提出後一年近くになっても未だに審理官とされる長官官房法規部門統括調整官とは何ら接触が無い。あらゆる確認を主管課「実用炉審査部門」の受付担当と行っており、東海第二を担当した「実用炉審査部門」の方にも情報共有している。これでは、不服申立てへの対応が公正に行えるとは思えない。

審査請求を受けた時点で早急に審理官を定め、審理官が不服申立の窓口となり総ての不服申立て対応に応じるなどの改善を求める。

## (4) 審査担当者の問題

適当性審査の審査請求の審査担当として主管課の藤森安全管理調査官が、運転延長審査の審査請求の審査担当として山口安全管理調査官が、指名された。ところが、山口安全管理調査官は、2019年1月から2月に茨城県内6カ所で行われた全住民説明会で「実用炉審査部門」の説明に中心的役割を務めた。このように処分庁の主要担当者と思われる人が不服申立て審査担当となることが適切であるとは思えない。

貴内規第3条で、「不服申立てに係る処分等に関し公正な判断をすることができる」と認める職員のうちから、審理官を指名する」と規程しているのであるから、審理官を補佐する役割を担うであろう審査担当は、少なくとも東海第二の審査に携わっていない者を選ぶべきだ。

公正性の確認の為にも、二人の安全管理調査官の過去の担当歴を教えていただき、東海

第二の審査に携わって、いず、少しでも公正な判断をできる方を審査担当して頂きたい。

#### (5) 裁決について

旧法による審査請求（不服申立て）においては、意見陳述をしてから半年以上何らの連絡も無く、その間に当該原発が再稼働され、その後更に時を経てから裁決書が原子力規制委員会定例会議で確認され、総代宛に「棄却」の決定書が送られてきた。全く公正性も迅速性も感じられない三条委員会の対応であった。

今後は、審理の公正性と審理の迅速性の為に審理官からの毎月の経過報告をお願いしたい。更に、裁決結果について私たちが説明を受ける場を設けて頂きたい。

以上、多忙な原子力規制庁の皆さんには大変かも知れないが、新たな行政不服審査法に基づき、「有識者が合理的判断をする」はずの独立三条委員会が公正で迅速な不服申立て対応審査を実現して頂くことを切に願います。

### Ⅲ 弁明書で参照された審査書に対する追加意見

各審査について反論する。

#### Ⅲ-1 設置変更許可・工事計画認可（適合性）審査に対して

##### 理由1 東海第二原発の危険性と原子力規制委員会の審査

具体的には以下の各論において指摘するが、東海第二は人口密集地帯に建つ第二世代の原発である。この型式は日本では沸騰水型軽水炉としては東海第二しか残っていない。

リスクの大きな原発を、UPZ人口94万人にも達する地点に立地していることだけでも、大きな問題であったのに、さらにこれを20年間延長運転を認めるなど、言語道断というほかない。

立地住民の多くは再稼働に反対であり、世論調査でも常に反対は過半数を超え賛成は四分一にも達しない。

日本原子力発電（以下日本原電）の姿勢も、極めて横暴であり、対話にさえ応じようとしなない。

対話を重視しない企業風土は、特に住民に対して重大な影響を与える原子力を扱う企業としては失格である。

##### 理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落

耐震性についての疑問は多々あるが、明らかに原子炉等規制法に反する代表格としてスタビライザーの耐震性欠陥について審査請求をしている。ところが、これについての具体的な弁明は一切なされていない。

スタビライザーとは圧力容器と格納容器の変位を押さえるためにある水平方向支持装置である。

これが破損すると圧力容器が変位し、制御棒の挿入性に重大な危険性があると



共に、接続配管の損傷による冷却材喪失にもつながる。しかも原子炉等設置時に想定されていた再循環系配管の破断に留まらず、原子炉に冷却剤を注入するECCS系配管の損傷も想定される。これは「過酷事故を起こさせない」対策が機能しないことを意味する。

スタビライザーの脆弱性については、審査書は具体的に何も述べていない。一方、審査書にある評価結果に基づけば、基準地震動に対する評価でスタビライザーは1.2倍（限界値48回に対して発生値40回の繰り返し疲労）であるとしている。これは基準地震動の揺れに対し1.2倍（回）以上の力が掛かるか、二度以上基準地震動の揺れに遭遇したら越える値であることについて、規制庁に質問を発したところ、二回以上、基準地震動を越える揺れに襲われることはないと回答した。これは驚くべき非科学的態度である。また、大河原議員への文書回答では「なお、疲労評価で使用する設計疲労曲線は十分な余裕を有しており、疲労評価値が1を超える力がはたらいた場合でも、直ちに当該部位が損傷するわけではありません。」などと審査当局とは考えられない回答をしている。これについても一切弁明が成されていない。

#### 理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性

情報公開を拒否している態度は、例えば「白抜き黒枠」に見られる事業者提出書類について見られる。これについては審査書には何ら記載はないから、弁明は一切されていない。

「商業秘密」「核物質防護」が理由としておきながら、ある書類のバージョンが変わると、公表していた部分が消されることも見受けられ、その基準が恣意的かつ適当なものであることが分かる。このような文書作成態度の事業者に対して、規制庁は一切行政指導もしないのか。大河原議員への文書回答では「事業者から提示される資料においてマスキング箇所がある場合には、規制庁から事業者に対して、その妥当性について可能な限り指摘を行っています」などとしているが、ヒアリングでは「速やかに公開する為にマスキングが多いまま公開した」などと回答している。では、マスキングされた文書の妥当性は確認しているのかいないのか。到底信用できないので、マスキングを入れたり外したりする基準についての回答と、釈明を求める。

また、一切マスキングされていない文書の公開を求める。

#### 理由4 ケーブル・火災問題

審査書に記載されているのは、「非難燃性ケーブルでも防火シートにくるむなどすれば、難燃性ケーブルと同等以上の難燃性能を有する」とする事業者の申請であり「その成立性を実証試験により確認するとしている。」と記載されているだけである。

「また、難燃ケーブルとすべき、複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、それ単体では延焼を確実に防止できないものの、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより、十分な保安水準が確保されることを確認した。」（審査書100ページ）と記載されているが、燃

焼は止められないと解することが出来るので、非難燃性ケーブルが難燃性ケーブルの性能の「同等以上の難燃性能を有する」などとはあり得ないことである。撤回すべきだ。

この文脈では、実証試験で確認をしたことが全てであるが、電力中央研究所の実証試験では着火後にハロゲン消火器が作動して火災を消している。つまりケーブルの非燃焼性を試験しているのではなくハロゲン消火器が作動して消火に成功することを試験している。消火設備が作動しないで燃焼を止めることが出来るかは実証試験のテーマではないので、この実証試験には意味がない。

これらについても弁明書には一切記載がない。

#### 理由5 津波による漂流物の問題

津波による漂流物問題は、規制庁により一切まともな審査がされていない。

ヒアリングにおいて規制庁は、津波に伴う漂流物について「津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」と決めつけているが、これは「本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船等」に限られており、全船舶の沖合退避訓練をしているわけでもなく、船舶を動かせる乗員がいない状態も想定しておらず、実際には期待できないことは明らかである。

大型船舶がコントロールを失う事態は、今年の台風21号における関西空港橋へのタンカー衝突事故で台風でも起こりえることが実証されている。このときには乗員も乗っており、回避行動を取っていたがそれでも衝突は避けられなかった。

また、東日本大震災においても数多くの船舶がコントロール不能に陥り、一部は座礁、擱坐している。これらについてももっと真剣に審査をすべきである。

#### 理由6 炉心安定性と原子炉停止問題

原子炉停止系に損傷が生じれば、原子炉を止められない事態となることは、これまで十分に議論されてこなかった。設計段階でも原子炉停止不能という事態は想定されていないため（最大価値制御棒1本の挿入失敗のみ解析）、原子炉停止不能を規制基準に含んでいなかった。

福島第一原発では原子炉の停止は出来たことから、十分な対策が準備されていない。

東海第二でも結局ほう酸注入系統だけで原子炉を止めることが期待されているが、たった一本のほう酸注入系統が、地震時に維持できると決めつけて良いわけがない。（ただし制御棒駆動系からも入るとされているが具体的には記載がない）。

原子炉停止系が機能せず、ほう酸注入にも失敗した段階での原子炉停止を達成する方法と手順を事業者に策定させなければならないが、それについて検討をさせない理由は何か。見解を問う。

#### 理由7 深層防護第5層の責任

原発の過酷事故により周辺住民に重大な影響を与えないように、原子力防災体制の確立は大前提となる。

東海第二原発が運転を開始して40年。その間に東海村ではJCO臨界被曝事故や再処理工場のアスファルト固化処理施設の爆発火災事故など、周辺で住民に重大な影響を与える、または与えかねない事故を繰り返してきた。東日本大震災

においても東海第二原発に地震と津波が襲い、外部電源と非常用電源設備の一部が使用不能となった。これらが全部使えなくなっていれば、原子力災害特別措置法に基づき住民避難が発令される可能性もあったが、地震と津波により大混乱に陥っていた周辺地域で、避難行動が十分可能であったかどうかについてすら、規制委員会による検証作業は行われていない。

つまり、東海第二原発の原子力防災体制については、全て周辺自治体と原子力災害対策本部（内閣府）に丸投げしている。しかも原子力災害対策本部は自ら責任を持って防災体制を構築するのではなく、「内閣府原子力防災担当では、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する都道府県及び市町村に対する支援を行っている」に過ぎない。

地方自治体の原子力災害対策は現在も策定中であり、その実効性も疑問視されている。日本原電は「周辺公衆が放射性物質により被ばくに至る事態はおよそ考えられない」と裁判で主張している。（2019年2月14日日本原電の準備書面）これは、事実上防災体制は必要ないとする主張であり、規制基準の考えにも適合していない。このような会社が原発を動かすなど、およそ許されるはずはない。これについての規制庁の見解を問う。

また、原子力防災体制を規制基準に含めないことは、規制委設置法第一条の「目的」の「国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする」としていることに対し原子力防災体制に責任を負っていないから、欠陥規制であることを述べており、これについて一切の弁明はされていない。

弁明書では、審査請求に対しては認可審査書の通りとしかされていないが、認可審査書には原子力防災のことは一切言及はない。

#### 理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援

日本原電への資金支援については、現在に至るも東電、東北電など東海第二の電力を受電する会社からの表明は具体化されていない。さらに東電は『我々はお客様に低廉で安定かつCO2の少ない電気というものをお届けするというのが使命であると考えております。東海第二がそうした電源として耐えうるのかどうかということにつきまして、市場の価格の見通しであるとか、再稼働に必要な安全対策工事の見通し、工事期間であるとか、工事費であるとか、特定重大事故対処等施設設置の見通し、あわせて、さらに地元のご理解を条件に、こういったものを総合的に検討しておると、こういう状況でございます。』と、7月16日の定例記者会見で述べており、これに照らせば地元同意もない段階で資金支援をすることは出来ないはずである。

資金支援がなければ経理的基礎はないが、審査書では、わずかに東電と東北電の文書で「資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。」だけで経理的基礎があるとの判断をしていることは規制機関として責任放棄である。東電は福島第一原発の廃炉にも重大な責任があり、規制委は東電が廃炉工程において十分な対応をしていないことを再三にわたって指摘し、最近ではデブリ取り出しや排気筒解体においても取り組みに問題があることを指摘している。このうえ東海第二への2200億円以上の資金支援を認めることは、さらに経営基盤を揺るがし、廃

炉事業に支障を来すこととなるのは避けられない。

更田豊志規制委員長は7月17日に定例会見で「東京電力が、明確な表明をして（東海第二原発に）支援を行わないということになれば、これはしかるべき対処が必要になるだろうと思います」と答えている。

このしかるべき対処は、経理的基礎の不存在による審査書の取り消し、許可処分を取り消しになると考えて良いか。見解を問う。

また、そのことを決めるべき時期に到達していると思われるが記者会見から既に三ヶ月も経過しており、日本原電に対してどのような働きかけを行っているのかを明らかにしていただきたい。

理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須課題

東海第二原発の周辺に立地する原子力施設、特に再処理工場との同時被災については、一切審査書に記載はない。これもまた、弁明されていない事項である。

日本原子力研究開発機構は10月7日に高レベルガラス固化体製造ラインにおいて「流下ノズルが取り付けられているインナーケーシングの熱膨張及び収縮の過程により塑性変形を生じ、流下ノズルに傾きが生じ、加熱コイルに接触することにより漏電リレーが作動」との報告書を規制庁に提出している。コイルが偏ってしまったことで、流下ノズルとコイルが接触し漏電が発生しているのならば、改修は極めて困難であり、12.5年としている高レベルガラス固化体の製造完了時期は大幅に後ろ倒しとなり、再処理工場の安全性確保は当面確保できる見通しが立たなくなったことになる。

再稼働時点から東海再処理工場の高レベル廃液の未処理期間が長期にわたり重なった場合、両方被災の危険性は更に高まることとなる。本来ならば東海再処理工場の危険性を考慮し、その間は再稼働は出来ないこととすべきところ、そういった配慮さえなされていない。これは極めて異常なことである。

### Ⅲ－2 運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分審査に対して

#### 一 趣旨

日本原電東海第二原発は2018年11月27日に40年を迎えた老朽（高経年化）原発である。

改正原子炉等規制法（2012年12月改正）では、それまで明記されていなかった原発の運転期間が決められ、「発電用原子炉設置者が発電用原子炉を運転できる期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年とする。」とされた。ただし、この運転期間はその満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として延長することができることとされた。

この老朽原発の運転延長については、原子炉等規制法の改正を進めた当時は、

「例外中の例外」（細野豪志原発担当相）とされた。さらに当時の規制委員会の田中俊一委員長も延長は「相当困難」としていた。

ところが、関西電力高浜原発1号機、2号機、美浜原発3号機と、延長申請された3基とも相次いで許可され、4基目となった東海第二原発も許可されるに至り、申請さえすればオートメーションに許可される運用となっているのではないかと疑われる。

報道でも、朝日新聞は11月8日付の紙面で「人口が密集し事故時の避難が難しい首都圏の老朽原発を、原則を超えて長く動かす正当な理由は見当たらない」としたうえで、「運転期間の『40年ルール』は、設計が古い原発の退場を促すための規制で、東京電力福島第一原発の事故後に強化された安全対策の柱の一つだ。規制委が認めれば20年の延長もできるが、導入時、政府は『極めて限定的なケース』と説明した」と指摘している。東京新聞は「東海第二はさらに例外、あるいは特別だ」として、福島第1と同型のBWRであること、大震災で実際に津波の被害に遭って外部交流電源と非常用電源の一部を失ったことなどを挙げ、「（大震災での）強い揺れによる原子炉への影響も、本当にないかどうか、不安が残る」と指摘している。

## 二 耐震性の欠陥

78年の建設当時、現在の基準地震動に相当する「設計用限界地震」の想定は、わずか270ガルであった。その後暫時引き上げられ、2016年には基準地震動は1009ガルへと引き上げられている。

これに伴い耐震評価が進められたが、基準が上がっているのに一部の耐震強化しかしていないため、耐震評価基準と実際に生ずる応力値の間が接近し、部分的には逆転するようになる。その顕著な例が格納容器スタビライザーであり、これについては補強も改良もされておらず、基準地震動発生応力値の1.2倍程度の強度しかないことは事業者の計算書でも明らかである。

これに対して規制委は、基準の1を越えているから合格としているが、僅かでも超えれば良いというものではない。

もともこの場所は事業者によると、基準地震動600ガルの段階で「1.73倍の余裕がある」などとしていたところだが、基準地震動を引き上げた結果、余裕を食い潰す結果となった。一方、規制庁の審査書11ページには「低サイクル疲労の評価」として「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」としているが、これに反している。なお、スタビライザーは「プラントの起動及び停止時等の過渡時に温度、圧力及び流量変化の影響を受ける機器の部位」であることは明白である。だからこそシアラグを介して格納容器に取り付けているのである。この点について弁明書には一切の記述はなく、当然審査書にも記載はないので弁明はされていない。

また、原発全体の耐震性についても、基準地震動の大幅な引き上げに伴い、従来は基準内に収まっていたところも、余裕を大きく失った場所もあると思われるので、経年劣化と同様に全体の評価を見直すべきである。

### 三 老朽化にともなう事故・故障の増加

原発が経年劣化に伴い、トラブルが増加する傾向にあることは否定しがたいと思われるが、これについては高経年評価には特に記載がない。

様々な部位の積み上げが全体の健全性を確保することにはならない。システム全体の健全性は、例えば急激な劣化による損傷の発生を考慮してもなお、他の部位が十分に強度を有しているから補完できるような場合も含まれる。言い換えるならば、全てが基準ギリギリになっていたのでは全体のシステムの健全性確保はできないということだ。

また、シュラウドの健全性については、他の原発には見られない問題が生じている。維持基準に基づけば、現在ひび割れが発生しているシュラウドについても監視しながら運転継続は可能との判断かも知れないが、それ自体の問題も大きいし、運転延長審査において導入すべきことではない。検査できる範囲であらゆる欠陥を排してもなお、高経年化による潜在的劣化はあり得るものとして対策しておくべきところ（それを保守的評価というはずだ）欠陥の存在が確認されているのに、それを残したままで運転延長を認めるなど、到底考えられないことである。

少なくともシュラウドの交換により欠陥のない状態で稼働させることを指示するべきではないか。見解を問う。

### 四 非難燃性ケーブル問題

ケーブルの耐用年数は30年ほどとされているが、このまま再稼働をすれば二倍の期間使われることになる。これについては高経年化評価の手法についての記述があるが、劣化した場合、交換が可能なのかについての評価はされていない。実際に20年運転延長をした後に取替を実施すると読めるが（審査書18ページ）、これらケーブルについては再稼働前に交換を指示しない理由が分からない。あらかじめ運転延長中に絶縁低下が見込まれるケーブルの使用を容認することは、あってはならない。この点について見解を問う。

### 五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

情報を公開しないで「原子力安全文化の構築」はできない。原子力規制委員会は「原子力安全文化に関する宣言」という文書を発表し、「原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。」と宣言している。その中で「リスクの程度を考慮した意思決定」として「その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。」と定めている。

審査書に対する異議申立を含めて、これまでに何度も「その根拠は」と問い続けた。しかし、最初の壁は「白抜き黒枠」など文書非公開の実態だった。

これは明らかに安全文化の醸成を阻害する行為であり、繰り返し指摘しているとおおり、全ての情報を公開し、自らの審査内容が真に「その判断について確かな根拠」があることを証明し説明する責任がある。

このことについて見解を問う。

以上

東海第二発電所の運転延長の認可に対する審査請求  
に係る口頭意見陳述会

令和元年11月25日（月）

原子力規制委員会

東海第二発電所の運転延長の認可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会

議事録

1. 日時

令和元年11月25日(月) 15:21～16:50

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室C

3. 出席者

原子力規制庁

山口 道夫 実用炉審査部門 安全管理調査官

秦野ひかり 実用炉審査部門 総括係長

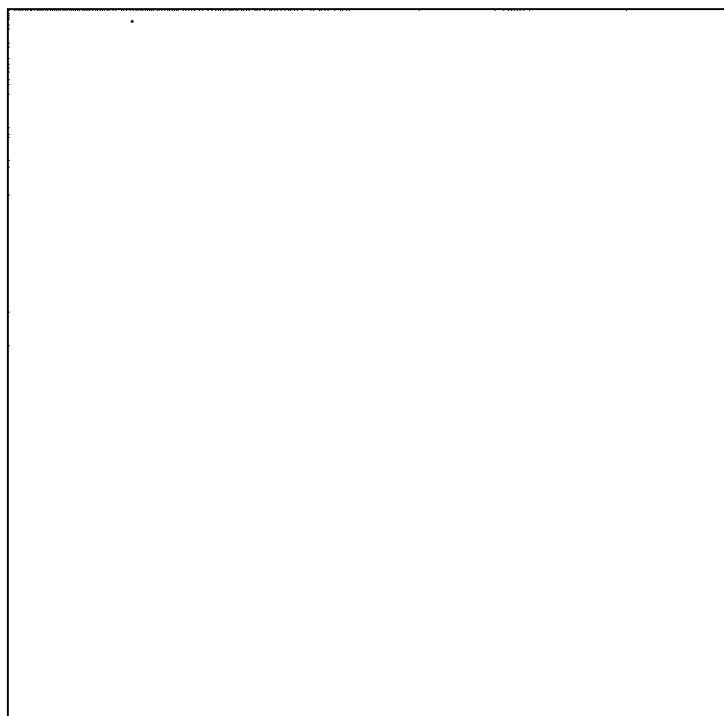
塚部 暢之 実用炉審査部門 管理官補佐

中野 光行 実用炉審査部門 上席安全審査官

黒川陽一郎 法規部門 統括調整官

松岡 賢 法規部門 総括係長

審査請求人







#### 4. 議題

- (1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明
- (2) 審査請求人 意見陳述
- (3) 質疑応答

#### 5. 議事録

○山口安全管理調査官 それでは、定刻になりましたので、これより審査請求人総代から申し立てのございました口頭意見陳述会を開催いたします。

私は、原子力規制庁の山口道夫と申します。本口頭意見陳述の聴取者を務めさせていただきます。

最初に、本口頭意見陳述会の趣旨を申し上げます。

平成30年11月7日に、原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社に対しまして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項の規定に基づき、同社東海第二発電所の運転期間延長の認可をいたしました。

これらにつきまして審査請求人総代から当委員会に対しまして、平成31年2月6日に、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求がなされたものでございます。

本口頭意見陳述は、審査請求人総代から、同法第9条第3項により読み替えて適用する第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述に関する申し立てがあったことを踏まえまして、審査請求人総代に口頭で意見を述べる機会を与えるものでございます。

それでは、審査庁である本口頭意見陳述の聴取者を紹介させていただきます。

私は、先ほど申し上げましたとおり、原子力規制庁実用炉審査部門安全管理調査官の山口と申します。

原子力規制庁実用炉審査部門総括係長の秦野ひかりです。

また、当委員会の不服申し立てに関します事務の総括を行う長官官房法規部門の職員として、黒川統括調整官、松岡係長が同席いたします。

次に、処分庁として本審査請求の原処分に関与したのものとして出席する職員から自己紹介をお願いします。

○塚部管理官補佐 私、原子力規制庁実用炉審査部門管理官補佐の塚部暢之です。よろしくお願いたします。

○中野上席安全審査官 同じく上席安全審査官の中野光行と申します。よろしくお願いたします。

○傍聴人 すみません。もう1回名前を言っていたいただけますか。

○中野上席安全審査官 上席安全審査官の中野と申します。よろしくお願いたします。

○秦野総括係長 議事の進行に当たり、出席者に対し、注意を申し上げます。

まず、処分庁への質問を含め、意見の陳述は必ず氏名を述べた後に開始するようお願いいたします。

処分庁への質問を含め、口頭意見陳述は、今回の審査請求に係る事件についてのみ行ってください。

意見陳述者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合や、その他相当でない場合は、これを制限する場合があります。

口頭意見陳述中は、審査請求人総代またはその補佐人以外の方の発言は認めませんので、必ず総代または補佐人を通じて発言してください。

口頭意見陳述中は、意見陳述者以外の発言は認められません。

また、その他議事進行に支障を来す場合は退場を求めます。そのような場合には我々の指示に従ってください。

本日の口頭意見陳述においては、録画や生中継については御遠慮ください。

今回の口頭意見陳述会は、事前に通知しているとおり、概ね1時間半程度の予定を組んでおります。議事の進行上、まず、意見陳述者から意見を陳述していただき、続けて、事前に提出のあった質問について処分庁から回答をお願いします。その後、審査請求人総代またはその補佐人から処分庁への追加質問がありましたら、お願いします。なお、本口頭意見陳述会が時間内に終了するよう、御協力をお願いします。

○山口安全管理調査官 それでは、意見の陳述を開始してください。

○氏 総代のです。よろしくお願いたします。

今回は、先ほど適合性審査をやりましたけど、今回は運転期間延長です。同じ3人が総代をやります。それから、補佐人としてに来ていただいています。

それでは、進めます。

まず、この審査請求は、私たち80名ぐらい、80名近くの連名者と、それから2団体、再

稼働阻止全国ネットワークと、とめよう！東海第二首都圏連絡会の連名で提出しております。

この期間延長については、最終的に受理されたのが2月6日か7日だったと思います。

まず、意見陳述ですが、反論書に基づいてちょっと私がお話しします。

まず、その弁明書に中身がないということ。これは前回も言いましたが、具体的な内容が全くない弁明書であったということは、本当に規制委員会として誠意がなさ過ぎるというふうに思います。

それから、具体的に、こちらは皆さんの審査書を読んで具体的にここがおかしいと書いているわけですから、それに対して具体的に答えるべきであるということを何度も言います。

それから、しばらく、これを提出してから3カ月ほど棚ざらしにしていました。迅速な審査ということが一番強調されているし、そういうふうに改正されたはずなんですけど、全くそうになっていないということをもう一度言います。

それから、反論書の4ページに、一応今の審査請求体制と申しますか、皆さんの第三条委員会である原子力規制委員会の体制がこんなものですかということを出したら、そのとおりですというお答えでした。

それで、今日を催すに当たってのやりとりでは、審理官は出られないということだったんですけど、今はモリモトさんが出ておられるということでもいいわけですね。それは。それ聞いちゃいけない、すみません。

それから、そういうやりとりがあって、このこと自身も、やはり原子力規制委員会が第三条委員会として自分のやった処分をまた自分のところで審理するという、そういう法律上の建前上そうになっているにしても、それにしても内部でもう少し処分庁と審査庁をきちんと分けて対応するということは必要だし、審理官がちゃんと定まった状態で、審理官がどういうふうにこの審査をやるかというのを総合的にコントロールするという、そういうことが必要だと思います。新法の審理員の役割というのはそういう役割を担っているわけですから、そういう意味でもこの体制自身がまだまだ不十分であるということを指摘しておきます。

それから、結果的に大半の実務を主管課、実用炉審査部門がやるということについても私は疑問を感じております。

それから、最後になりますが、今、何と言われましたか、聴取者という立場で山口さん

が出ておられますけれども、その山口さんは、私どもが知っている限りでは、2019年1月から2月に茨城県内で6カ所で行われた住民説明会でいつも筆頭に立って説明されていたと聞いております。実際に私もウェブで見てもそういうふうな記録が残っております。

このような方がここでこの審査庁側として、審理庁でしたっけ、になるということが本当にいいのかどうかということは疑問に思っています。これについては後ほどお答えいただきたいと思っております。

以上、先ほどの適合性審査でも申しましたが、今の三條委員会でのこの原子力規制委員会のこの審査体制自身が、審査請求に対する体制があまりにもずさんな部分が幾つもあるというふうに感じているということをもう一度お話しします。

○氏 総代のです。

かなり先ほどの話、すなわち再稼働申請の部分とダブる点があるように感じられるかもしれませんが、考え方は、20年延長申請と、それから40年たっていない原発の再稼働の場面とは状況が異なるというふうに理解をしています。

どう違うかという、40年の運転期間の間で、例えば川内だとか、あるいは伊方だとかの再稼働の場合は、40年以内ですから、新規制基準に適合しているかどうかという観点からの審査を行う際に、当然運転開始してから一定の年数がたっているものについて、さらに重大事故に対策するような性能を有しているかという観点になるかと思うんですけれども、20年延長申請となった場合は全くフェーズが異なるという理解をしまして、以前、原子力安全・保安院が旧法体制のもとで行っていたのは、30年目における高経年化審査、40年目、50年目と。10年ごとに行ってきた高経年化審査の中の、それにおいて、例えば福島第一原発の1号機の場合は、40年を超えて50年の運転延長が当時は認められていたと思うんですね。しかしながら、その40年目に当たった日が実に2011年の3月26日という、そのときにはもう原子炉はメルトダウンしていたというタイミングなわけです。

その後に新規制基準のもとで20年の延長を認める場合は特例である。すなわち、ほとんどの場合は認めないでしょうというような、当時の細野原子力担当大臣がもう言ったとおり、例外であるという考え方で延長申請、20年延長申請は考えられていたはずなんです。すなわち、通常原発は40年を運転寿命として、さらにその上で特段の安全対策を行うか、または設計が非常に新しく非常に優秀なために、今後20年運転させても40年間と同等程度の性能を有する、同等以上じゃないですよ、同等以上なんてあり得ないんだから。同等程度の性能を有すると見込まれるものについてはプラス20年の認可を認めよう

と、そういう考え方のもとに行われるのが20年の運転延長申請の審査だと思っていました。

しかしながら、実際に審査書を見たところ、びっくり仰天なのは、40年間で認めてもらえないようなものも20年の延長申請の中で次々と認めていくという、この東海第二原発における異常な緩さというんですかね、審査としては非常に緩いものであるということが見てとれるんですね。その幾つかの例を、ほかにもいろいろあるんだけれども、幾つかの例を挙げているのが今回の審査請求書になるわけですね。

まず、最初のところは耐震性の欠陥というところで、耐震性能の考え方って、これは皆さんイロハのイだからあれかもしれないですけど、当然原子炉周りはSクラスであるということが大前提ですね。BだのCだのということはありませんと。

その次ですが、耐震性能の考え方としては、全体の中で右の端の赤い矢印を見て、全体の余裕というところを書いてあると思うんですけども、これはもともとの考え方は、発生応力値が非常に小さいものであると、地震によって発生する発生応力値は。それに対してさまざまな安全性能を要求する、例えば発生応力値であるとか許容値、それから現実の設計上の破壊点であるとか、設計上ですね。それから実際の究極強度、破壊点ですね。実際そういうものが壊れるポイントまでの間には大きな余裕があるので、たとえ、それら実際の応力値が多少大きくなっても全体の余裕の中でこれは見ることができるんですよという考え方だったと思うんですね。

それを3ASだの4ASだのというような基準値で示していたわけですけども、実際のところ、この耐震性の問題性として取り上げたスタビライザというのは、実際のところ発生応力値と呼ばれるところの前の引っ張り強さのところというのはもう4AS、それが393MPaであるということは審査書にも当然書いてあります。それで発生応力値は982MPaであるということになっているわけですね。そうすると、実際の発生応力値として書いてあった一番下の点線などはどこか吹っ飛んでしましまして、一番上に書いてある、はてなマークで赤線入れたのは私ですけども、その982MPaというラインがこんなところに来てしまっているわけですよ。結局、全体はほとんど意味がないことになってしまい、実際の余裕というものが本当はあるのかどうかということも怪しいんですけども、終局強度に極めて近くなっているのではないかと。終局強度とは、一体幾つなのかということが知りたいところですけども、多分規制庁も知らないでしょう。

そういう終局強度に極めて近いのでどういうことになったかということ、この耐震強度に対しては繰り返し応力の評価を行うということになったわけですね。低サイクル疲労です

よね。それによって、これが0.834という数字になりましたと。1未満であるということですね。それで合格ということに最終的にはなっているわけですがけれども、しかしながら、実際には、この原発の保安規定変更許可申請に対する審査結果の中の、まとめて言うと、高経年化対策実施ガイドというところ、これが、高経年化対策実施ガイドというのは、まさしく20年延長申請を認めるかどうかといっているところのガイドだろうと思うんですけども、この中では、60年時点の過渡回数は申請者が運転を行おうとしている平成32年9月から運転開始後60年時点まで、すなわち2038年11月時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を規定していることというふうに記載がありまして、1.5倍です。ということは、地震による発生は間違いなく低サイクル疲労でしょうから、このスタビライザの耐震評価は発生頻度の1.5倍という値を満たしていません。なので、これは明らかに内規違反ではないのかと、そういった耐震構造体の使用を認める規制委員会の今回の決定は違法ではないかということです。

二度来る、二度来ないという話はもう置きますが、さっきも答えていただけませんでしたけれども、発生応力値が1を超えなければ破壊に至らないというようなことについて、1を超えたらどうなるかという話も先ほど重大事故対象施設の中で見ているとかそういう話がありましたけど、それは再稼働申請の範囲の話。今回は高経年化、すなわち20年の延長申請の話ですから、この高経年化ガイドに沿っていなければ認めてはいけなはずなんですよ。したがって、この段階で、もはやこのスタビライザは改造するか、それとも設計強度を上げるための何らかの設計のやり直しをするしか、補強するかですね、方法がないだろうと思うんですけど、そういうことをせずに合格をしているということは違法ではないかというふうに思っているところです。

ちなみにですけれども、この原発が600Galが基準地震動だったころは、この値は1.73倍あったそうですから、1.5倍を超えています。したがって、その時点では多分、日本原電も問題はないものとしてそのまま通していけると思ったんでしょうけれども、現時点ではこれはもうだめだというふうに考えるべきものと考えます。

続きまして、老朽化に伴う事故・故障の増加ということで、これもスタビライザという構造体をちょっと取り上げてみたんですけども、スタビライザというのは、原子炉压力容器の中に入っていて、核燃料を防護するための構造体ですね。これについては――シートを間違えていたので、ごめんなさい、出てきませんが――シュラウド自体がひび割れだらけになっているんですね。シュラウド自体の耐震性評価については、実は、白抜き黒枠

問題で少し図を載せて提出をしたとおり、数値が記載をされていなくて、ただし、疲労累積評価は0.0014みたいな数字が入っていますから、多分これで合格していることになっているんでしょうけれども、しかしながら、シュラウドの疲労評価をする以前の段階で、ひび割れが入っていることが確実、明らかになっています。

これについては、例えば福島第一原発の4号機などでは、当時は10年ですけど、40年を超えて、さらに高経年化評価の前の段階で、福島第一原発についてはシュラウドの交換工事を行っています。福島一の4ですね。実際には交換工事中に震災に遭って廃炉になっているわけですけども、福島第一4号機については、このシュラウドのひび割れについては、交換工事を行ってから、高経年化評価を行って、40年以上運転をしようというふうな計画を東京電力は立てていたわけですが、日本原電はなぜかこのシュラウドのひび割れが入った状態のまま運転を継続をしようという、とてつもなく、とんでもないことを考えていると。

なぜならば、新品同様のシュラウドにつけ替えることは技術的にも可能だし、時間もさほどかからないことは御存じのとおりです。そういったこともやらないで延長申請をする、20年を超えて60年動かすということは、恐らくそこで交換工事をやったとしても、その後20年しか動かないわけですから、経済合理性の観点から割りが合わないというふうに思ったんでしょうね。それでシュラウドの健全性評価を行って、ひび割れが入っていても、それを監視して運転をし続けることによって、維持基準に基づく安全運転が可能であるというふうな、そういう説明資料を出して、それで継続運転をしようとしているわけですが、これを認めるのであるならば、何でもありなわけですよ。それこそ、蒸気発生器の細管だって交換する必要もなく20年の運転延長ができるでしょうし、何でもかんでも維持基準を持ってくれば運転の継続が可能になってしまいますが、そうやってリスクを抱えて20年の運転延長を認めるということ自体が私は現在の新規制基準のもとにおいてはやってはならないこと、旧保安院のやっていた高経年化評価は知りませんが、現在においてそれをやってはいけないことであるというふうに考えますので、その点も大きな問題であるというふうに捉えています。

それから、ケーブル問題ですが、先ほどもちょっと議論したところなんですけれども、先ほどの観点でも再稼働申請のところでしたが、今回は20年の運転延長のところなんです。したがって、耐用年数30年のケーブルを60年使うということは2倍の期間使うということになりますので、そういったものを20年の運転延長を認める段階で既に耐用年数が切れ

ているといえるような難燃性ケーブルではないケーブルをそのまま継続使用を認めるということは、これもまた大きなリスクを抱えることであり、これはやってはいけないことではないのかというふうに考えています。

実際に、今まで20年の運転延長を認めている高浜原発なども同じようなことが行われているんですけども、この部分については、それこそ規制基準の改正を行った、新規制基準になったときに20年の延長運転は例外であるというようなことを言っていた中の想定の中にこういうアウトになるようなケーブル類を使っている古い原発、老朽化された原発は淘汰されていくものだという考え方があったからだろうというふうに思っています。

その結果、古い原発は次々と消えていけば、安全性の高い比較的設計の新しいものだけが残って、その結果として全体の原発の運営リスクが上がっていくと、この考え方はすよね。実際には、1977年の指針に基づけば、福島第一原発や第二原発もあわせて老朽化している原発群だったわけですけども、この中に東海第二も含まれているわけですよ。その古い原発を本来ならば全て廃炉にした上で、それよりも新しい原発について20年の運転延長を認める可能性があるのかなというふうに世の中一般には思われていたところが、この左側にいる非常に古い、設計指針が定められている前の東海第二も含めた古い原発が次々と20年の延長申請が認められていくということは、私たちにしてみれば想定外の出来事であるというふうに思っているところです。東海第二も含めて、こういった指針、安全設計審査指針以前の原発を認めていくということは容認できないことであるということで、それについても問題提起をしているところです。

続きまして5番目は、運転延長の資料も白抜き黒枠と、先ほどちょっとシュラウドの話もしましたけれども、その辺は先ほども議論したところですけども、運転延長申請においてもやはり、これを公表せずに次々と認可をしていくということは認めがたいというふうに考えているところです。

それから、じゃあ次に変わります。

○氏 続いて、総代のからちょっと1点だけ補足をさせていただきます。

4項目めにしてある非難燃性ケーブル問題、のほうからる説明をさせていただいたんですが、ちょうどこの場では山口調査官もいらっしゃるので、ちょうど今年の1月から始まった、茨城県が要請して原子力規制庁がこの審査書について説明をする説明会をいただいたわけですが、その場でのやりとりでも出ていたことではありますが、1点は、この20年延長の規制委員会のそもそも議事録にもある審査の中で、絶縁性能が悪くなっていく



というような問題が現実にあるという指摘が規制委員会でもあったかと思えます。これについては、規制庁としては、その都度定期点検などで取り替えを事後的にさせればよいというようなことでクリアして、昨年11月7日付のこの認可に至ったと思えますけれども、この問題というのは一体どうなったのか。

特に、これは認可とあわせて、20年延長に関わる保安規定の認可もさらっとされたようで、内容はよくわからないんですが、今後は設置許可そのものに関わる保安規定も今後の問題としてあって、そういうところに対応するというような答えがあるのかもしれませんが、このケーブルについて、難燃性問題とともに、今指摘したような老朽ケーブルによる絶縁性能劣化といったようなことなどについて、やっぱりある意味でしっかりと全部取り替えさせるということをもって初めてこの延長というのがあり得るのが、全然そうっていないという問題を指摘しておきたいと思えます。

それからもう1点、その茨城県主催の説明会の中で、会場から、特に茨城というのは、企業としての日立に限らずですけれども、原子力の技術関係者やそういった製造メーカーなんかも住民にそもそも多いので、そういう中でケーブル問題についても関わってきた専門家というよりは関係者からの質問でありましたけれども、具体的に実際の検証が一応されたということにはなっているんですけども、実際にはそれは去年の時点でいえば、39年とか40年近く使われてきたものを、それがどう対応するのかという実際の検証ではないということが規制庁の説明でも明らかになりました。新しい新品のものを検証していると。

これは他の部分についても同じようなことがたくさんあると思うんですが、特に、このケーブルなど、ある意味そもそもが全部を取り替えなければならないというのが新規制基準の考え方の中で、それを避けるためにいろんなつじつま合わせがなされた中で、実際に検証したと言いつつ、それだけ老朽化した絶縁性能、その他いろんな意味で劣化が進んだものをもって検証したわけではない。これでは検証足り得ないんじゃないかというようなことが住民からも指摘をされ、ちゃんとした対応ができない。何か、個人的にはやっぱりそのほうがいいとは思いますが、新規制基準の中でそこまでは必須とされていないというようなやりとりがあったかと覚えておりますけれども、こういったこのケーブルの問題についての不十分さというのがある中、20年延長が安易に認められているということが問題だというふうな部分を追加で指摘したいと思えます。

○氏 総代のです。二つ加えます。

保安規定なき運転延長。私たちが去年の今ごろ、10月にヒアリングしている中で、保安

規定は一切審査していないと言っていたんですが、それを通ったことにして合格にしたという、その指摘をここでしております。

それから、保安計画さえこの時点ではできておりませんでした。今どうなのかは知りませんが、そんな状態で合格にしてしまっているということ。

先ほども出ましたけども、例外中の例外である合格、高浜1号、2号、美浜3号、そして東海第二、みんな40年ぎりぎり、満40年になるところで合格が出ちゃうと。あなた方は恥ずかしくないですかと言いたいです。例外中の例外があたかも出せばすぐにちゃんと40年前に合格を出しますよというのが、あなた方が電力会社に出したメッセージです。こんなことが許されていいわけがありません。おまけに具体的にここがおかしいというのは私たちがここで指摘しております。

それからもう一つ、7番、審査請求の7番に書いているんですが、日本原電の態度です。非常にひどいんです。国民の声を聞こうとしない日本原電、ちょっと字が間違っていますが、原発を稼働させる資格ないと思います。私たちは、とめよう！東海第二のほうで署名を集めまして、去年は5万筆を集めまして、それを経産省、規制委員会も御存じだと思います、規制委員会、それから東電、日本原電に提出したんですが、日本原電は一切受け取ろうとしません。やむなく1部を郵送したんですが、何とわざわざ手間をかけて送り返してきました。こんな態度です。申し入れ書の提出においてもそうです。日本原電の本店、秋葉原にあるんですが、そこで提出しようとしても、もう相手になろうとしない。こういう態度です。これについては、監督官庁である経産省さんにも先週院内集会でお話ししまして、経産省から指導してもらいました。日本原電に電話を入れて、署名、申し入れ書はちゃんと受けろということ、正確じゃないかもしれない、私たちが受けないのはけしからんということ、言ったんですが、そういうふう言われているぞということ、指導してくれました。経産省としては、日本原電の返事は、承りましたということだそうですが、これから変わるかどうかはわかりませんが、それぐらい日本原電はひどい会社です。

皆さん、原子力規制委員会は安全文化、安全文化とよく言われていますが、前の委員長も現委員長も安全文化が大好きなようですが、安全文化がない、国民の声を全く聞こうとしない、この日本原電、こんなところの原発を動かしてはいけないということをもう一度言っておきます。

それからもう一つ、田中俊一委員長が「選択」という雑誌11月号に、嘘で動かしてきた原発は、ずっと嘘で動かしてきたという意味のことを言いました。私たちは、ああそうだ

ろう、やはり規制委員会もずっと嘘をついてきたんだと思いました。そのこともお伝えしておきます。

それでは。

○氏 補佐人のですけれども、少し補足して申し上げたいことがございます。

20年延長において、耐震安全性評価のほうの項目の中で、経年劣化事象を考慮した機器・構造物について、地震時に発生する応力及び疲れ累積係数を評価した結果、許容限界を下回るということのほか、三つぐらい経年劣化事象を考慮して耐震安全性評価をすべきだということが書いてあります。御存じのように、基準地震動を上げたことによって裕度が1.0幾つになっている場所が複数ございます。それについては、恐らくこの経年劣化事象を考慮したという、これ以前のところで1.0幾つという裕度が出ているという。すなわち、20年以上の前のところの評価でそれがなされているんだと思います。そうだとすると、その1.0幾つになった各多数のところについて、この耐震安全性評価が果たしてなされているのかどうか、それについて残念ながら公表された資料としては見つかっておりません、仮にそれがなされていないんだとすると、それは審査の不備ということになりますし、その前提として、当然その裕度の小さいところについての経年劣化事象を考慮したという、その考慮の内容について私たちが知るべきであろうというふうに思います。

20年延長ということですが、条文上は、第1項に40年をもって終了するというふうになっています。この40年の根拠というものが定かではありませんけれども、これは経験値によるものであろうと。経験値ということは、40年で捕捉できない不安定な危険性について、経験的に40年で終わることによってある程度カバーしようという、それが本則であろうというふうに思います。そうだとすると、期間の20年延長ということは、一旦ゼロにした上で、さらに20年延長していかどうかという、そういう判断ということになりますから、ただ単に、疲労とかあるいは中性子照射脆化とか、いわゆる高経年化で審査されていることだけを審査すればよいということにはならないと思いますので、その意味で、先ほど申し上げた経年劣化事象を考慮した機器・構造物についての耐震安全性評価の重要性というものが浮き彫りになるんだらうというふうに思いますので、その点についてももし公開されているのであれば教えていただきたいし、仮に、審査がなされていないのであれば、その審査がどうしてなされていないかということを知りたいということが一つです。

それから、これは細かいことになるんですが、先ほどの難燃性ケーブルについて

なんですが、格納容器内の難燃PNケーブルというものの安全性の確認がされている年数が、健全性が14年から28年ということになっていきますけれども、これについてはどの程度の量の難燃PNケーブルがあり、それぞれについて、それぞれの取り替え時期というものが個別にあらうかと思うんですが、それについて一体どのようにして把握されていて、現実について格納容器内の難燃PNケーブルというものを取り替えようとしているのか、もし御存じであれば、あるいは当然審査されているでしょうから、そこら辺を教えてくださいたいというふうに思います。

○氏 以上、私たちからの陳述を終わりました。

○山口安全管理調査官 意見陳述は終了ということで、では、よろしいですね。

それでは、続きまして、事前に提出いただきました質問についての回答に移らせていただきたいと思いますけれども、まず、審査庁に向けました御質問も一部含まれておりましたので、そちらについて、まずは私どものほうから回答させていただければと思います。

○秦野総括係長 原子力規制庁の秦野です。まず、審査庁側の質問について回答させていただきます。

まず、第三条委員会である原子力規制委員会の弁明書のあり方についてですが、弁明書に記載すべき事項は、法第29条第3項において、処分内容及び理由とされており、原子力規制委員会が令和元年8月2日付に発出した弁明書においては、処分内容及び理由が記載されていることから、十分なものと考えております。

また、改正行政不服審査法における第三条委員会である原子力規制委員会の公正な審査請求対応の実現についてですが、こちらにつきましても、法の規定にのっとり、適正に審査請求に関する事務を進めていければと思います。

また最後に、山口調査官が審査庁側として不適ではないかという御指摘ですが、山口調査官は今回の運転延長認可処分に関わっておらず、内規である原子力規制委員会の処分等についての不服申し立てに関する規定と照らしても問題ないものと認識しております。

以上です。

○塚部管理官補佐 原子力規制庁の塚部でございます。それでは、事前にいただいていた質問に基づきまして、順番に御説明させていただきたいと思っております。

最初に、耐震性の欠陥ということでスタビライザの御質問がありました。

こちらについては、今回スタビライザについては補強の改良等がされておらず、基準地震動発生応力値の1.2倍程度の強度しかないということで、こちらについては、もともと

は事業者において基準地震動600Galの段階で1.7倍程度あるということになっているけれども、それを考えたら今回は超えているのではないかという御趣旨かと思えます。

先ほど御説明の中でもあったように、審査書の中では低サイクル疲労の評価ということで、運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上を設定しているということで、これをちゃんと評価しているのかという御趣旨かと思えます。こちらについては、弁明書に一切記載がないのでということで、内規等に違反しているのではないかということの御指摘かと思えます。

回答といたしましては、今回事業者が行った劣化状況評価では、実際、スタビライザブレードの部分については、摩耗でありますとか全面腐食、あと疲労割れについても事象としては対象となって検討されております。

実際、スタビライザの疲労につきましては、運転中に有意な荷重を受けないということから疲労が蓄積する可能性は小さいということで、これは劣化状況評価書のほうに記載されております。

また、当該部位につきましては、定期的に点検を行いまして、有意な摩耗でありますとか腐食が確認されていないということで、現状の保全を引き続きやることによって劣化が管理できるという評価となっております。

以上がスタビライザの部分でございます。

続きまして、老朽化に伴う事故・故障の増加の関連といたしまして、シュラウドの健全性について御質問がありました。

こちらの質問については、御説明があったように、他の原発では維持規格に基づいて、交換等も含めて対策をとっているということだけれども、原電はそこまでやっていないと。そこについて、運転延長側でちゃんと審査したのかという御趣旨かと思っております。

こちらについての御回答でございますが、一つ目は、今回運転延長の認可申請の認可基準におきましては、設備が延長しようとする期間において技術基準に適合するということが求められております。当該シュラウドサポートにつきましては、実際亀裂が入っているというのはそのとおりでございまして、亀裂を保守的に模擬した解析モデルによる評価を実施いたしまして、運転開始後60年間の健全性を確認しておりますので、こちらにつきましてはその認可の基準に適合しているという判断をしております。

続きまして、4.の非難燃性ケーブルの関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど御質問がありましたように、耐用年数30年と申されましたが、その2倍程度使われる

ことになるけれども、しっかりと管理が、評価がなされていないのではないかとということ、あとは、実際20年延長する中で、交換するということが審査書の中でもうたわれているけれども、これをなぜ再稼働前に交換の指示をしないのかという御趣旨かと思えます。

こちらにつきましての回答でございますが、こちらの運転延長の審査基準におきましては、設備の劣化の状況に関する技術的評価を実施いたしまして、運転しようとする期間において設備の健全性が確保されることが求められております。

当該ケーブルの劣化におきましては、環境認定試験というものを実施して、それをもって健全性評価を行っております、ケーブルに有意な絶縁低下が生じないことを確認しています。ただし、環境認定試験の結果、有意な絶縁低下と判定される値までになる期間が運転する期間、この場合は20年となりますが、その前までに、それに満たないものについては、その期間の前までに取り替えを行うということの長期保守管理方針というものがございまして、こちらに方針として定めているものでございます。

もう一つは、先ほどマスキングの話もございました、5.のマスキングの話でございますが、こちらについては、審査資料等については公にすることにより法人の競争上の正当な利益を害するおそれがあること等から公開できない部分については、マスキングをした上でホームページで公開しております。

実際、事業者との間においては、マスキングがある場所に関しては、規制庁から事業者に対しまして、その範囲が妥当なものであるとなるように指摘を行っております。当然、審査側におきましても、審査の過程でマスキングについても確認している状況でございます。

簡単ですが、事前に提出のありました質問について回答いたします。

○山口安全管理調査官 以上で終了ということですのでよろしいですね。

それでは、最後に、審査請求人総代またはその補佐人から、処分庁への追加質問がございましたら、お願いします。

○氏 すみません。山口さん、先ほどについてお答えいただきましたが、住民説明会ではずっと6回とも出られたんですよね。それと、適合性審査には関わっていられたんですよね。適合性審査と今やっているこの期間延長とそんなに独立性があるんでしょうか。

○山口安全管理調査官 私に対する御質問でしたので私のほうからお答えしますと、まず、私は東海第二の原子炉設置変更許可申請に係ります処分、その担当をさせていただきました。でございますので、その結果について御説明をしたということでございます。

一方、本件、今議題に上っております延長認可申請につきましては、冒頭秦野からも申し上げましたけれども、私は担当はしておりません。

その両者の関係につきましては、当然それぞれ法律に基づく処分でございますので、根拠は法律に私どもよって仕事をしているわけですが、この根拠となる法律の条文が別々になっておりますので、それぞれ独立した手順であると、処分であるというふうに認識をしています。

○氏 それは、やはり私たちには理解不可能に近いです。法律上というけど、審査請求として別々には出していますけれども、運転期間延長が可能かどうかを見るためには、適合性審査において今の現状がどうかという評価をされた。それがそのまま使われて、その技術、知識が使われているはずですね。そんな中で、そうであるにもかかわらず、この運転期間についての審理を山口さんが担当されるというのは、やはりちょっと無理があるんじゃないかと私は思います。

○山口安全管理調査官 本件の審理を行っているのは、先ほども御説明したとおり、法務調査室のほうの担当でさせていただいてまして、私としましては、今回皆さんの御意見をお聞きするという立場でここに座らせていただいております。

また、さらに申し上げますと、私が設置許可について担当させていただきまして、本件、本日この場でこういった仕事をするようにということについては、原子力規制委員会からの指示に基づいて行っておりますので、そういった背景から今日こういうふうな形になっているということで御理解いただければと思います。

○氏 はい、納得はしていませんが、それはここまでにします。

○氏 続きまして、です。耐震性の話のところの一つ明確にお答えください。

1.5倍の内規に対して1.2倍しかないということについては、これはなぜ内規違反にはならないんですか。

○塚部管理官補佐 規制庁の塚部です。

1.5倍という、内規というのがどちらのことを言われているかが定かではない……。

○氏 具体的に書いてあると思うんですけども、低サイクル疲労に係る内規です。

○塚部管理官補佐 ちょっと内規がどこのことを言われているか……。

○氏 保安規定変更許可申請に関する審査結果では、原子力発電所、原子炉施設における高経年化対策実施ガイドに基づく高経年化技術評価で低サイクル疲労の発生頻度の規定についてはこういうふうにご書いてありますと。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

そういう意味では、内規ではなくて、保安規定の審査結果のまとめの中で、事業者が行った評価の内容を書いている部分になりますが、実際、今回、先ほど言ったスタビライザの部分については、部位としては抽出されております。ただ、実際の評価の中で先ほど申しましたとおり、応力、疲労の累積が想定されない部位ということで、最終的にはその1.5倍の回数で評価をしているわけではないということになるかと思えます。その評価のフローの中で途中で抜けていくと御理解いただければ結構かと思えます。

○氏 それがわからないですね。運転時の過渡時に温度、圧力及び流量変化の影響を受ける部位ではないんですか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

なので、部位としては抽出されます。それはそのとおりだと思います。

○氏 ですね。抽出されたのにもかかわらず、1.2でオーケーという根拠がわからないと言っているんです。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

なので、先ほど申しましたとおり、部位として抽出して、それを劣化の評価、健全性の評価を行うかどうかというのは、その劣化事象が進展する可能性があるかという観点で見ることになります。なので、もう一段スクリーニングが入った上で評価が行われますので、最終的には1.5倍はされていないということでございます。

○氏 ですから、運転時に地震に遭遇すれば、その段階で繰り返し疲労がかかり、48回の許容値に対して40回振れるという審査結果になっているわけですから、要するに、20年運転延長の中で地震が起きれば、基準地震動の地震が起きれば結局こういうことになりますので、同じことじゃないんですか。起動停止の評価というのは、運転時に起動して、定期検査のときに停止するという、このサイクルしか見ないということなんですか。

○塚部管理官補佐 ちょっと質問の趣旨を十分捉えていないかもしれませんが、先ほどの適合性審査の中で多分御説明があったかと思えますけど、そちらについては、Ssが入った場合について評価を行っています。今回、運転時の低サイクルをどう見ているかというお話だったかと思えますので、そちらについては、部位としても、温度としてもそれほど通常運転時であれば上がらないということと、応力についても、それは集中する場所でないということで、劣化は進まないという評価になっています。

○氏 それは通常運転時には劣化は進まないかもしれないけれども、地震が起



きれば劣化は進むわけですよ。40年プラス20年の20年の延長申請というのは、その中に起こり得る過渡変化を全部内包しなかったら意味がないじゃないですか。ただただ漫然と何も無い、地球上では考えられないけれども、地震もなければ嵐も来ないというようなところで20年運転したらどうだろうか、原発の起動停止だけ見て、なんていうのは、それこそ実験科学の世界じゃないんですから、あり得ない想定ですよ。

○塚部管理官補佐 規制庁の塚部です。

そういう意味では、実際の耐震評価、工認側でやっている評価がそのまま運転延長側でも劣化がないという状態で見られているというふうに考えていただければいいのかと思います。

○氏 だから、基準地震動がどかんと来て、1.2倍の強度しかないところを、劣化しないという意味なんですか。

○塚部管理官補佐 ちょっと議論がすれ違ってしまっているかもしれませんが、当該部位については、疲労という観点では劣化は進まないという評価になっています。

○氏 すみません。地震が起きても劣化は進まないという評価になっているという理解でいいですか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

地震が起きて劣化が進むという、そこが多分ちょっとうまく疎通できていないのかなと思うんですが。

○氏 じゃあ、はっきり言えば、要は、私たちは自然に起きることを全部包絡して、全てを想定内にして評価するべきだと思っていますから、地震は想定外だみたいな話をされちゃったら話にならないんですけど、その20年の延長運転をやろうとしたときに、原発側は20年間に少なくとも起こり得ることを、少なくとも想定できる範囲は全て盛り込んで、それでも20年動かしても健全性は保たれるという評価をするならば、その中で地震だって起きるわけだから、地震が起きたとしても、それが一度ならず、二度、三度と。基準地震動の地震が起きたとしても、そのスタビライザ構造材は破壊されない、もっているはずだと、そういうことを担保しているから20年の延長申請を認めたんだと理解しているわけですよ。今言った文章のどこに間違いがありますか。

○塚部管理官補佐 今言われている意味はわかります。運転延長の中でも、当然工認側で見ている形になりますけど、今後運転する上で、基準地震動 $S_s$ が襲ってきた場合にも、当該部位はもつという評価になっています。そういう意味では、全体として見れば、20年を

含めて、運転中に想定される地震というのは当然考慮されていると考えていただければと思います。

○氏　そこで1.2という数字は、1.5を下回っているから問題ではないかという、その1点だけは意味が違うと言っているわけですね。

○塚部管理官補佐　そうですね。今、1.5倍というのは、低サイクル疲労、通常の運転時のサイクルでの疲労ということで、評価そのものが低サイクル疲労と、耐震評価もやっております。多分今話をくつつけてしまっているの、少し行き違っているのかなというふうに思っていますが。

○氏　ですから、そこで言っているのは、運転中の疲労評価も、地震の疲労評価も同じく1.5倍以上の値を設定しなければいけないんじゃないかということに対しては、そうではないんだという説明をしているわけですね。

○塚部管理官補佐　そういう意味では、ここで言っているサイクルというのは、あくまで運転時のサイクルを言っています。なので、地震時の疲労で使う評価の回数とは全く関係ないです。

○氏　そこで問題になるのは、じゃあ地震でも1.5倍を規定しないということで、結局通常運転、20年延長運転の中でやっている通常運転中の低サイクル疲労の評価基準よりも、地震による低サイクル疲労の評価基準のほうが甘いということですね。簡単に言えばそういうことですよ。

○塚部管理官補佐　規制庁、塚部です。

ちょっと地震時の疲労の回数と、運転サイクルによる回数をごっちゃにされているんだと思いますけど、運転時、40年目以降20年間を1.5倍にしろというのは、保守的に今までの実績よりも1.5倍ぐらいの運転サイクルで負荷がかかることを想定しろと言っているだけでありまして、耐震評価は当然耐震評価で $S_s$ に対してもつという評価をしていますので、全然比べているものが違うと思います。

○氏　ここで言っている過渡回数というのは、要は地震の揺れのような大きな応力がかかるようなものではなくて、通常運転時に起動停止なら1年1回だから、それを1.5倍して、40年が1.5倍になれば60だと言っているだけのことだということなんですか。わかりました。それはまた、随分やっぱり甘いということになります。

それから、先ほど言っていたシアラグ、スタビライザの劣化なども見ていると言っているのは、具体的には、この図でどこを見ているんですか。劣化を見ている、例えば亀裂な

どが入っているか、いないかとかというのは、少なくとも目視検査またはカラーチェック及び超音波探傷試験、そういったもので見ることになると思うんですけども、スタビライザの部材として一番厳しい場所はP8という場所なんですけれども、こんなところを見ることは多分不可能だと思うんですね。一体どこを見ている話になるんですか。先ほどの話ですと。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

すみません。ちょっとその図でどこの部位というのは、この場で持ち合わせていないです。ただ、評価上は、摺動部ですね、実際動く部分……。

○氏 摺動部というのは、P8しかとりあえずないですね。あとはみんな固定されていますからね。

○塚部管理官補佐 すみません。ちょっとわかりません。

○氏 それから、ケーブルの話なんですけれども、絶縁抵抗が大きくなって、劣化が認められれば交換するというのは、実際にどこかのケーブルがそういうふうになるであろうという想定は既にあるということでもいいんですか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

そのとおりでございまして、実際、環境ですね、SA環境も含めて、どこの温度がどれぐらい上がる可能性があるということで、その場合で寿命等を評価すると、20年を下回るものがあると、そういうことです。

○氏 そのケーブルは、具体的に現在交換することができないんですか。なぜ、運転する前に替えなさいという指摘をすべきだと思うんですけども、そこは途中で替えればいいというふうにしている理由は何なんでしょうか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

そちらに関しては、先ほど口頭でも御説明させていただきましたけれども、事業者としては、長期保守管理方針というものを定めます。それは今回の認可の過程でも審査を行いました。その長期保守管理方針を踏まえて、事業者はそれを保全計画に落としていきます。その保全計画のどのタイミングでやるかというのは、当然評価した以内の期間にやればいいということになりますので、そこは事業者がどのような保全計画を立てるかというところによると思います。

○氏 それがだから20年延長申請という、いわゆる新たなフェーズの中でやるような審査ですと、そういったところも含めて危険性があらかじめわかっているようなところは

除去をしてから運転延長申請を認めるべきではないかというふうには私たちは思っているわけですね。そこは見解の相違になるかもしれませんがこれ以上は言いませんけど、もう一つは、シュラウドのサポートの部分なんですけど、この辺も耐震評価のところでも非常に大きな問題になるところですけれども、それについては問題がないことになってしまっていますけれども、シュラウドのサポート部分というのは、一番荷重がかかるところの一つだと思っています、原子炉压力容器の中では。そういったところが運転延長を認める中で、交換工事自体は物理的に可能なものにもかかわらず、そこは20年間の運転延長の中でも維持基準に基づいてそこは監視して使っていけば大丈夫だとしても、評価としてそうだとすると、しかしながら念のためにそこは安全側に立って交換しましょうよというようなことを規制庁側が指摘指示をしないのはなぜですか。スタビライザのところじゃなくて、ケーブルのところじゃなくて、シュラウドサポートのところですか。

○塚部管理官補佐 お答えします。塚部です。

そちらにつきましては、先ほど御説明にもあったように、現行の法体系におきましても、健全化制度と評価制度というものがございまして、そちらの中で亀裂があっても運転できるということが法令的にも認められているということと、あとは、運転延長側の審査におきましては、先ほど申したとおり、技術基準に運転する期間においてずっと適合できるかどうかということを確認すると。それが審査基準になっております。今回、そういう意味では事業者の実施した評価というのは、運転しようとする期間、東二の場合は20年になりますが、こちらの期間において健全性を、例えばSsが入ったとしても健全性を維持できるということの評価で説明したということになります。

○氏 そうすると、実際に原発を建てた瞬間を考えていただきたいんですけど、原発を建てた瞬間にシュラウドに亀裂が入っているなんてことは、まああり得ませんわね。そんなものはそもそも認可しませんよね。そのところをはっきりしてください。

まず、建てた瞬間にシュラウドに亀裂があった。設置をするときに亀裂を入れてしまうなんてことはあり得る話ではあります。設置許可申請を出して、一番最初ですよ。それで運転したいんだけど、実はここに亀裂がありますと。維持基準に基づいて、これは監視していきますからいいですかと言われて、一番最初の設置基準でそのようなものを認めるとは到底考えられないわけですよ。維持基準の考え方というのは、運転中に微小なクラックが入っても、それが運転期間中に監視をしていけば、進展速度に基づいて評価していけば、ある一定の範囲、すなわち残余の厚みが維持できている範囲で対策をとることは可

能であるから、維持基準というのを設けましょうという考え方だったと思うんですが、これを運転延長のタイミングでやるということは、そもそも法令が予定していない。最初の段階で亀裂が入っていていいですかということは言わないのと同じように、運転延長、さあこれから20年を、40年通って、20年運転延長を認めましょうというときには、可能な限り新品同様のものでなければいけない。新品同様にできないものというのは、例えば中性子照射脆化を受けているような圧力容器だとか、そういったものは無理だろうと思いますけれども、あるいはコンクリート建屋をつくり替えるなんてことは無理だろうと。そんなだったら最初から新規原発を建てたほうがいいに決まっていますから。

そうではなくて、交換可能な部材についてまで、それは亀裂があってもいいですよというて運転延長を認めるというのは、そもそも新規制基準の中において20年の延長運転を認めようという考え方を決めた段階では、そもそも想定していなかったこと。それに対して、今度は維持基準というものについては、その維持基準は何年間が保証期間ですなんてことはそもそも認めていないというか、考えていない。監視しながら、劣化が進めば交換するなり、対策をとるなりということを想定した維持基準である。したがって、20年の運転延長申請をするの、しないのというフェーズとは全く独立に存在するもの。その全く独立に存在するものと、2015年ですか、2013年ですか、新規制基準を適合性審査を通して運転延長を認めるという法体系をつくったときと全く違うフェーズのものを乗っけてしまっていますから、それは法の精神にそもそも反しているというふうに思います。できる限り、運転延長の段階では、新品同様の原発につくり替えられるところはつくり替えろと。できないものについては、評価をした結果、却下すると、そういう考え方で延長申請を認めようという考え方が例外中の例外という言葉にあったはずなんです。それをシュラウドの亀裂も、これは維持基準で見ましょと。20年の延長申請については、それは亀裂があったって、維持基準によって管理するのならば大丈夫でしょうというふうにくっつけてしまったことに問題があると思っていますから、それは撤回してほしいと思っていますが、その考え方についてはどういうふうに回答されますか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

お答えは多分先ほどと同じになってしまうんですが、技術基準に適合するかどうかというところのみが、ある意味運転延長の審査基準になっておりまして……。

○氏 だから、そこを運転延長審査基準とくっつけているというのは、どこか法律的な根拠があるかということだけ教えてください。

○塚部管理官補佐 そちらは根拠があります。まさしくそこが求められているところになります。

○氏 じゃあ、根拠を明確に、どこの何条というふうに、後でもいいですから教えてください。

○塚部管理官補佐 実際、法令上になりますと、原子炉等規制法でいいますと、43条の3の32、これは運転期間延長のそのものの条文になりますけども、その5項において、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り同項を認可することができるというものがございまして、具体的な基準につきましては、実用炉規則の114条になります。こちらにつきましては、条文としては、発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準という条文になりますが、こちらにつきましては、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとするということが、こちらで明確にうたっております。

○氏 では続いて、総代ののほうから2点ほど質問だけさせていただきます。

この20年延長が認可をしたということなのですが、そもそも、この老朽化し、かつ設計も古いということは、この東海第二の特徴でもあろう、古いからそうだとということもあるんですけどね。中で、本則は、ただし書きで1回に限り20年を限度として延長を認めることができるということにしているわけですけども、この設計の古さとか、老朽化の程度の問題から、申請は20年延長したいということで上がったとは思いますが、審査の過程で、これを10年延長に限るとか、15年延長に限るという選択肢はそもそもなかったんですか。ということは、こちら住民からいえば、規制委員会が別の文脈で許可を与えても、安全を担保したものじゃないということは規制委員長を初め説明会なんかで山口調査官からも言われて、そういうものだと思っているんですが、この20年延長について認可をおろしたということは、20年大丈夫だと、仮に10年は大丈夫かもしれないけど、それを超えて20年大丈夫だということを示したという理解でいいんでしょうかというのが1点。

それから、もう一つは、耐震設計との関連なのですが、これも20年延長というよりは設置許可にも関わるかもしれませんが、基準地震動が1,009Galというふうにされたわけです。これも低いし、これを超えるものがあり得るじゃないかと。日本で4,000Galというのもあったりとか、柏崎なんかでも2,000というのが実績もある中で、東海第二が1,009でという問題があるんですが、仮に1,009の基準地震動だとしても、将来20年間において

複数回それが襲ってくるという可能性については考慮してあるんですか、していないんですか。先ほどの余裕や何か、やっぱり1回でも当たればそれなりに影響が残る。そしてそれが繰り返されればという、2016年の熊本地震なんかでも、これはちょっとあれが別ですけど、震度7が1日半で2回襲ってきたというようなことについて考えていないということが別のヒアリングでも言われているんですが、その後もどうなのか、この20年延長において、基準地震動1,009Galだったとしても、それが複数回襲ってきた場合はどうだという想定を考えているのかどうか、この2点をお願いします。

○塚部管理官補佐 規制庁の塚部です。

1点目の運転期間20年という御質問ですけれども、こちらにつきましては事業者が運転延長しようとする期間として20年間という数字を出してきております。それについて、我々としては20年間の劣化を考慮して、健全性を評価した上で技術基準に適合するかというところを見ておりますので、その上で適合するという判断でありましたので、当初事業者が申請したとおり、20年間ということになりました。仮に事業者が最初から10年ということ申請してくれば10年を評価期間として審査したことになるかと思えます。

2点目の耐震設計の話でございます。こちらは多分、先ほどの新規制基準のほうでも議論があったのかもしれませんが、基本的には1回ということで評価しております。

○氏 ちょっと追加しますが、今後半のほうの、2回あり得ることはあるわけですよ。しかも20年認可をしたということは、その時間的尺度において、その中にどうだと。逆に2回はあり得ないから1回だけを想定しているというふうに理解していいんですか。

○塚部管理官補佐 劣化評価におきましては、1回の地震動に対してもつかどうかという評価をしています。なので、基本的にはそこまでですね。

○氏 1回目はもったけれども、18年目に同じようなものがもう1回来たときにどうなるということについては一切責任を持たないと、そういう理解でいいですか。

○塚部管理官補佐 仮定の話なのであれですけども、基本的には1回のSsに対してもつかどうかを見ています。

○氏 それは、熊本大地震を見ても、あまりにもそれはひどいと思います。さっきさんの質問でお答えのあった規則第114条で、劣化を考慮した上でというふうにお答えになったと思うんですが、それはどういうふうに考慮されたんですか、今回は。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

劣化はそれぞれの機器等に対していろいろな劣化のモードが、先ほど言ったように摩耗

でありますとかSCCであるとか……。

○氏 ごめんなさい、です。質問の仕方が悪いです。

その結果として、劣化を考慮しろと書いてあって、それをした上で、それで20年間は絶対大丈夫だというふうに判断したんですか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

はい、そういうことになります。

○氏 各劣化を考慮して、例えば裕度が小さいところについて劣化を考慮したら、この程度の影響はありましたけれどもとか、そのようなものが一覧できるような資料というのはあるのでしょうか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

先ほど多分御質問の中にも、耐震において裕度の低いところの扱いという御質問があったかと思うんですが、そちらについては、実際、例えば配管でありましたら、減肉等で薄くなった場合どうなるか、どういう影響が出るかというのは、運転期間延長の中の審査でも確認しておりまして、その結果というのは、事業者の申請書に書いてあるのと、あとは、事業者が我々の中で提出してきた補足説明資料の中等にも書き込まれています。

○氏 いわゆる危険部位についての評価結果みたいなものが出ているという、そういう御趣旨でいいですか。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

そういう意味で評価上厳しくなるところとかも含めて結果は出ております。

○氏 マスキングとかはないですね。

○氏 いや、大分ありますよ。シュラウドがこれだから徹底的にマスキングじゃないですか。

○塚部管理官補佐 すみません。ちょっと補足説明資料の詳細なところ、マスキングまでこの場で承知していないので、すみません。

○氏 例えば炉心シュラウドの疲労評価結果のやつは完全にマスキングだというのは、それはお渡ししていますよね。これなんかは典型的でしょう。

○塚部管理官補佐 規制庁、塚部です。

耐震の評価、補足説明資料も同じような形で資料があって、それにおいてどこがマスキングされているのかちょっとすみません、わかりません。

○氏 かなりマスキングされています。だから、そういったところが、だからおかし



いと言っているんですよ。そのシアラグだって、結果的には数値結果は出ていますけれども、サイズだとか寸法だとか、それから図面だとかというのは片っ端から消されるわけでしょう。そうなってくると、仮に数字だけ出て、こうやって出ていますよね、こういうふうに、丸だとかバツだとか書いてあって。こういうことを言っているわけですよ。こういうふうに書いてある表だけ見れば、確かにあるように見えますが、じゃあこれはアンカーボルトはどこだとか、シアプレートはどこだとかといったって、こんな表だけ見ていたってわかるわけじゃないですか。すなわち、図面の中において、どうここを評価しているかというポイントが示されなければ、これは意味のない表なんですよ。どこの場所を言っているのかがわからないということでは、こういうふうに評価結果の判定結果が載っているのは、比較的出ているほうですが、どの場所を評価しているかの図面に関してはほとんどありません。

これだって、先ほど話をしたとおり、バージョンによっては消えたり、出たり、消えたりするわけですよ。例えばこのシアラグの図面について言うならば、こういう感じですよ。白抜き黒枠はどこへ行った。こういう感じですよ。先ほど見せていた図面というのは補正書の8月9日版には載っていますから、P8だとかと書いてあればどこだとわかりますけど、9月13日版の補正書では消えているわけですよ。一体どこを評価しているかというのは、書いてある図面があったからわかりましたけど、1.2倍だの1.5倍だのという話を議論ができましたよね、ここでね。けども、大半の図面は図が消えているので、評価結果数字だけ見てもどの場所を評価しているのかすらわからない。それが現実です。

例えば、こういうふうに図があったとして、右と左では図面があるかないかって極端にこれだけ違うわけですよ。これに対して耐震性評価は丸でしたなんて結論だけ出されても、どの場所が丸だかすらわからないわけです。

というように、マスキングされることによって、皆さん一生懸命仕事をして、判定までしているんでしょうけれど、それがこちらには伝わらないんですよ。こんなものにノウハウがあるなんてとても思えませんから。だって、この図面自身、どこにだって、どこにだってと言ったらあれだけど、例えば柏崎刈羽原発の5号機のスタビライザの交換工事計画書なんかには載っているわけですよ、こういうふうに詳細図面がこうやって。こういうのが載っているわけだから、どんな構造図面のものなのかというのは、これは柏崎5号機を見れば一発でわかるわけですよ。同じBWRですからね。どうせ構造は同じなんですよ。けども、日本原電は殊更に隠すわけ。東電だって別の部分では隠していますからね、何とも

言えませんが。というふうに、あっちを隠し、こっちを隠しとやっているの、その評価結果が妥当なものであるかどうかすらもこちらは評価できません。そういうのも全部公開をしてくださいというふうに思っているんです。ずっとこの中でも言っているとおり。

○塚部管理官補佐 規制庁の塚部です。

ちょっと個別のあれはちょっとわからないんですけど、当方としては当然出せるものは出せと言っていますし、その事業者において出せないというものに関して、その理由を問う等ということもしております。

○氏 これは、適合性審査でも同じだったんですよ。何よりもその商業上の秘密を優先させて、マスキングを電力会社のそのままにしているというふうな説明もありましたけど、何よりもおかしいのは、人の命がかかっているんですよ。茨城に住んでいる人たちの命がかかっているんです。その評価をやっているんだから、全て公開するべきです。そんな商業上の秘密なんていうことは優先させるべきではありません。住民の命のほうを優先させるべきです。

ついでだから、山口さんがさっき適合性審査をやっておられたということですけど、適合性審査でもたくさんマスキングが出ていたんですね。それは先ほど1回目のほうでも大分山崎さんが指摘したんですけども、なぜこんな、こういうようなマスキングをずっと認めてきているんですか。これは東海第二だけじゃなくて、川内からずっとそうなんですけど。これは審査庁の山口さんが答える立場じゃないかもしれませんが。

○山口安全管理調査官 はい。私はお答えする立場にはありませんので、差し控えさせていただきます。

○氏 それでは、そちらでお願いします。処分庁のほうで。

○塚部管理官補佐 そういう意味では繰り返しになってしまうかもしれませんが、事業者が商業上の機密で出せないというものについては出せないことになるかと思います。我々としては、当然出せる部分については出せという指導を引き続き続けていきたいと思っています。

○氏 そろそろ時間が近づいてきましたけれども、先ほどの……、さん、ありますか。

○氏 あるんだけど、まあ、いい。

○氏 ちょっと僕がまた別のことを言っています。

先ほど山口さんのお話がありました。一応審査庁なんですね。そこは。山口さんは審査

庁の役割を担われるんですね。

○山口安全管理調査官 お答えします。

審査庁として出席をしています。

○氏 今回、一応資料として私がお送りしましたが、総務省のリーフレットがあるんですね。改正行政不服審査法の。これをもう1回読み上げます。特徴として、1番、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入。この第三者機関への諮問手続の導入もこれは第三条委員会である規制委員会には適用されないと聞いていますけれども、いずれにしても、この審理員が非常に重要な役割をするということです。それから2番として、審理手続の充実ということで、種々充実させないといけないんです。それから3番として、審理の迅速性の確保。これらが挙げられています。3年前に改正されて、こういうふうにできた。こういうふうにやってくれよということを総務省は出しているわけです。

それにもかかわらず、いろんな点で原子力規制委員会は不備があります。迅速性は全くない。それから、審理手続の充実もなくて、弁明書にも一言も文章は、何も書いていない。そんな弁明書しか出してこない。そして、審理員制度です。その審理員につきましては、審理員に相当するのは審理官ですか。審理官が今法務担当の方が、モリカワさんですか。

○黒川統括調整官 黒川です。

○氏 黒川さん。失礼しました。黒川さんがなられている。けれども、一応大きくは審査庁と処分庁に分けて、そこで議論をしてやっていくんだという、そういう建てつけになっていると思うんですが、そんな中で山口さん、適合性審査をずっと審査して、かつ住民説明会でもるる説明してこられた、その方がこの期間延長の審査庁を務めるというのは、やはりちょっと無理があるんじゃないかと私は思います。しつこいようですが、もう一度お願いします。

○氏 あと一つ、直接ではないんですが、今日いろんな論点の中で、適正な処分がなされたかどうかという観点で、許可、認可について、この黒枠白塗りというか、情報公開が正当にされていないということも理由に出していろいろ言ってきたわけですが、今回の行政不服審査法の手続でいけば、第三者機関にいかないという、三条委員会だからというようなことになっているんですが、国の情報公開法に基づいて、今の白抜き黒枠の部分を情報公開法の論理でそれだけをした場合に、国の情報公開審査会にいくんですか。これまた規制委員会は内部的な審査だけで何を情報公開するのか、しないのかの判断を第三者機関に判断されないという法令になるんですか。ちょっと関連するので、法規担当のほうに、

教えてください。

○黒川統括調整官　じゃあ、すみません。まずその部分。

情報公開に関しては、この不服審査法のような適用除外の規定はありませんので、通常と同じように、総務省にある情報公開審査会にかかります。

○氏　わかりました。

○氏　最初に申し上げたように、40年原則からすると、延長というのは、新たな審査を必要とするというふうに考えるところですけども、そのところがまず一致するのかどうかということと、仮に一致するとした場合に、当然、原発については福島原発事故以降、深層防護ということが十分考えられていなかったということで、4層、5層について取り入れるという、そういう話になっていると思うんですが、20年延長の場合には、それぞれ高経年化で大丈夫であると、評価して大丈夫であるという評価はある一方、それが仮にだめだった場合にはどうなるんだと、そういう評価が20年延長では欠落しているんですけども、それは安全審査として不足している、行政機関というのは考慮すべきことを考慮しなくちゃいけないというのが当然あるわけなんですけれども、そこら辺については、そのようなお考えはないのか、そこをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○塚部管理官補佐　規制庁、塚部です。

運転期間の延長の審査におきましては、先ほど申したとおり技術基準の適合性というところで審査基準が定まっておりますので、それで認可を与えております。それ以外の考慮については、ちょっと今回の内容ではないのかなと思います。

○氏　その40年が原則だという、その理解自体は一致しているというふうに考えていいんでしょうか。それとも、そういう原則はなくて、40年で終わるけれども、ただ、延長も当然できるんだという、何というんでしょうかね、並列的な感じでお考えなのか、そこら辺の法の解釈についてはどのように考えたらいいか。あるいは、そちらではどのように考えているのかということをお聞きしたいなと思うんですけども。

○塚部管理官補佐　規制庁の塚部です。

ちょっと法の解釈まで私が答える権利はないんだと思いますけれども、そういう意味では、実用炉規則の法律に書いてあるとおりなんだろうと思っています。すみません。

○氏　すみません、ついでで一つ。

たしか今年の2月だと思うのですが、政府の地震調査会が今後30年以内の茨城沖での震度7威力の地震が起きる確率は80%以上であるという答申をしました。これは当然この東

海第二の審査の後の報告なんですけれども、これについてはどう対応されるんでしょうか、されたんでしょうか。

○山口安全管理調査官 ちょっと審査庁からお答えしますけども、今の御質問は、直接は延長認可申請の審査結果についての御質問、御意見ではないのかなというふうにお聞きしましたけども。

○氏 適合性審査では、当然関わってくると思うんですが、どうでしょうか。

○山口安全管理調査官 申し上げますと、この場は延長認可申請についての御質問、御意見をお申し述べていただく場というのがお答えになります。

○氏 そこまでこだわられますか。一言で答えられれば、答えていただきたいと思うんですが。

○山口安全管理調査官 お答えは同じになります。

○氏 だそうです。

じゃあ、いいですか。

じゃあ、時間が来ましたので、私たちからはこれで結構です。

○山口安全管理調査官 これをもちまして、それでは日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転延長期間の認可に係ります審査請求人総代から申し立てのございました口頭意見陳述会を終了いたします。

口頭意見陳述の資料について

(東海第二運転期間延長審査への審査請求)

2019年11月25日

(審査庁) 原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代



## A 審査請求の概要

### 第一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

別紙参照

### 第二 審査請求に係る処分の内容

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（平成30年11月7日、原規規発第1811074号）

### 第三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2018年（平成30年）11月7日

### 第四 審査請求の趣旨及び理由

「第二記載の設置変更許可処分を取り消す」との決定を求める。

詳細は第九記載の「東海第二原発の運転期間延長認可処分取り消し審査請求書の各論」で述べる。

### 第五 処分庁の教示の有無及びその内容

原子力規制庁法規部門の担当に、行政不服審査法の改定内容など審査手続きについて教示を得た。

### 第六 審査請求の年月日

2019年（平成31年）2月6日

### 第七 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第31条の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づけるため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める。

### 第八 執行停止の申立て

本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件審査請求とともに、行政不服審査法第25条の規定により、本件処分の執行停止を申し立てる。

本件においては、早急に審理し、審理が終わるまでは東海第二原子力発電所の再稼働・運転延長の為の工事をしないように強く求める。

なお、「国民」でも「私人」でもない防衛省が行政不服審査法に基づいて沖縄県の埋立承認撤回の執行停止を申し立てた折には、国交相がわずか5日間で執行停止を決定した。本申立は当該処分庁と審査庁とが同一であり所謂「身内の」審査であるから、数日で審査・決定できると考える。早急（遅くとも2018年度中）に決定することを強く要望する。

## B 審査請求時の主要提出物

- (1) 審査請求書 全8ページ
- (2) 審査請求申立人一覧 総代3名、連名77名、連名団体2団体
- (3) 総代互選書
- (4) 代表者資格証明書

## C 反論書

原子力規制委員会からの弁明書（2019年8月5日付、1ページ）に対する反論  
全12ページの終わりの2ページ

## D 質問事項

I 第3条委員会である原子力規制委員会の弁明書のあり方について

II 改正「行政不服審査法」における第3条委員会である原子力規制委員会の公正な審査請求対応の実現について

### III 審査請求に関して

III-2 運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分審査  
に対して

「二 耐震性の欠陥」について

格納容器スタビライザーについては補強も改良もされておらず、基準地震動発生応力値の1.2倍程度の強度しかないことは事業者の計算書でも明らかである。

これに対して規制委は、基準の1を越えているから合格としているが、僅かでも超えれば良いというものではない。

もともとこの場所は事業者によると、基準地震動600ガルの段階で「1.73倍の余裕がある」などとしていたところだが、基準地震動を引き上げた結果、余裕を食い潰す結果となった。一方、規制庁の審査書11ページには「低サイクル疲労の評価」として「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」としているが、これに反している。なお、スタビライザーは「ブランチの起動及び停止

時等の過渡時に温度、圧力及び流量変化の影響を受ける機器の部位」であることは明白である。だからこそシアラグを介して格納容器に取り付けているのである。この点について弁明書には一切の記述はなく、当然審査書にも記載はないので弁明はされていない。これは低サイクル疲労についての内規違反ではないか。見解を明らかにしていただきたい。

また、原発全体の耐震性についても、基準地震動の大幅な引き上げに伴い、従来は基準内に収まっていたところも、裕度を大きく失った場所もあると思われるので、経年劣化と同様に全体の評価を見直すべきである。これを行わない理由を明らかにされたい。

### 「三 老朽化にともなう事故・故障の増加」について

シュラウドの健全性については、他の原発には見られない問題が生じている。維持基準に基づけば、現在ひび割れが発生しているシュラウドについても監視しながら運転継続は可能との判断かも知れないが、それ自体の問題も大きいし、運転延長審査において導入すべきことではない。検査できる範囲であらゆる欠陥を排してもなお、高経年化による潜在的劣化はあり得るものとして対策をしておくべきところ（それを保守的評価というはずだ）欠陥の存在が確認されているのに、それを残したままで運転延長を認めるなど、到底考えられないことである。

少なくともシュラウドの交換により欠陥のない状態で稼働させることを指摘するべきではないか。これについて見解を問う。

### 「四 非難燃性ケーブル問題」について

ケーブルの耐用年数は30年ほどとされているが再稼働をすれば二倍の期間使われることになり、高経年化評価の手法についての記述があるが、劣化した場合、交換が可能なのかについての評価はされていない。実際に20年運転延長をする中で取替を実施すると読めるが（審査書18ページ）、これらケーブルは再稼働前に交換を指示しない理由が分からない。あらかじめ運転延長中に絶縁低下が見込まれるケーブルの使用を容認することは、あってはならない。この点について見解を問う。

### 「五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」」について

情報を公開しないで「原子力安全文化の構築」はできない。原子力規制委員会は「原子力安全文化に関する宣言」という文書を発表し、「原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。」と宣言している。その中で「リスクの程度を考慮した意思決定」として「その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。」と定めている。

審査書に対する異議申立を含めて、これまでに何度も「その根拠は」と問い続けたが、最初の壁は「白抜き黒枠」など文書非公開の実態だった。これは明らかに安全文化の醸成を阻害する行為であり、繰り返し指摘しているとおおり、全ての情報を公開し、自らの審査内容が真に「その判断について確かな根拠」があることを証明し説明する責任がある。

このことについて見解を問う。



## E 第三条委員会である原子力規制委員会の審査請求対応について

既に反論書でも記載したように規制委の行政不服審査法対応体制は矛盾だらけである。

### 1 審理員制度が生きない

総務省発行のリーフレットは、改正行政不服審査法は「公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から約50年ぶりに抜本的に見直され、2016年4月1日から施行され、その特徴は、「1 審理員による審理手続き・第三者機関への諮問手続の導入、2 審理手続の充実等」、3 審理の迅速性の確保等とされている。ところが、第三条委員会である原子力規制委員会の内規では、審理員の換りに審理官を定めているが審理員とは大違い。現に、審理官は11月25日の口頭意見陳述会に出てこない予定。おまけに、私たち審査請求総代は一度も審理官と会ったことも話したことも通信したことも無い。新行政不服審査法の特長である審理員制度が全く生きていない。これでは公正性が保てない。

### 2 口頭意見陳述会に申立人（連名者）が発言できない

原子力規制庁の担当窓口と何度も議論を重ねたが、旧法の折に連名者が発言出来たにも拘らず、口頭意見陳述会では3人の総代のみの発言しか認めないそうだ。全く国民に使いやすくなっていない。

### 3 弁明書に中身が無い

規制委の審査書に対して、私たちの審査請求で個別具体的に問題点を指摘しているにも拘らず、原子力規制庁の弁明書は審査書を参照するのみで、個別具体的な指摘に全く弁明していない。弁明書一反論書の新たな制度が全く生きていないのだ。

### 4 審査請求への対応が悪く迅速性が確保できていない

既に審査請求を提出して約1年を経過した。

当初に連名者全員の押印を求めるなど旧法では審査請求者に求めなかった無理難題を求め、更に対応が延ばし延ばしで結局1年間何も進んでいない。「審理の迅速性の確保」が全くできていない。

私たちは、原子力規制委員会が第三条委員会であることを傘に審査請求に対してまともに再審査する気がないとの印象を抱いた。

### 5 処分担当が審査請求の審査に担当？

口頭意見陳述会で意見陳述を聞く担当は元の審査に深く関わった者である。現に、本口頭意見陳述の対応者の一人（山口道夫安全管理調査官）は、本年初頭に茨城県各地で開催された住民説明会で重要な役割を担っていた。これでは、公正な審理ができる訳がない。

以上のことは、昨年10月に、沖縄辺野古基地建設（埋立）に関する沖縄県の行政決定に対して、私人ではない沖縄防衛局が審査請求し、沖縄県の上位でもない国交相が、数週間で県の決定を覆した事実と比べても、あまりに不当である。

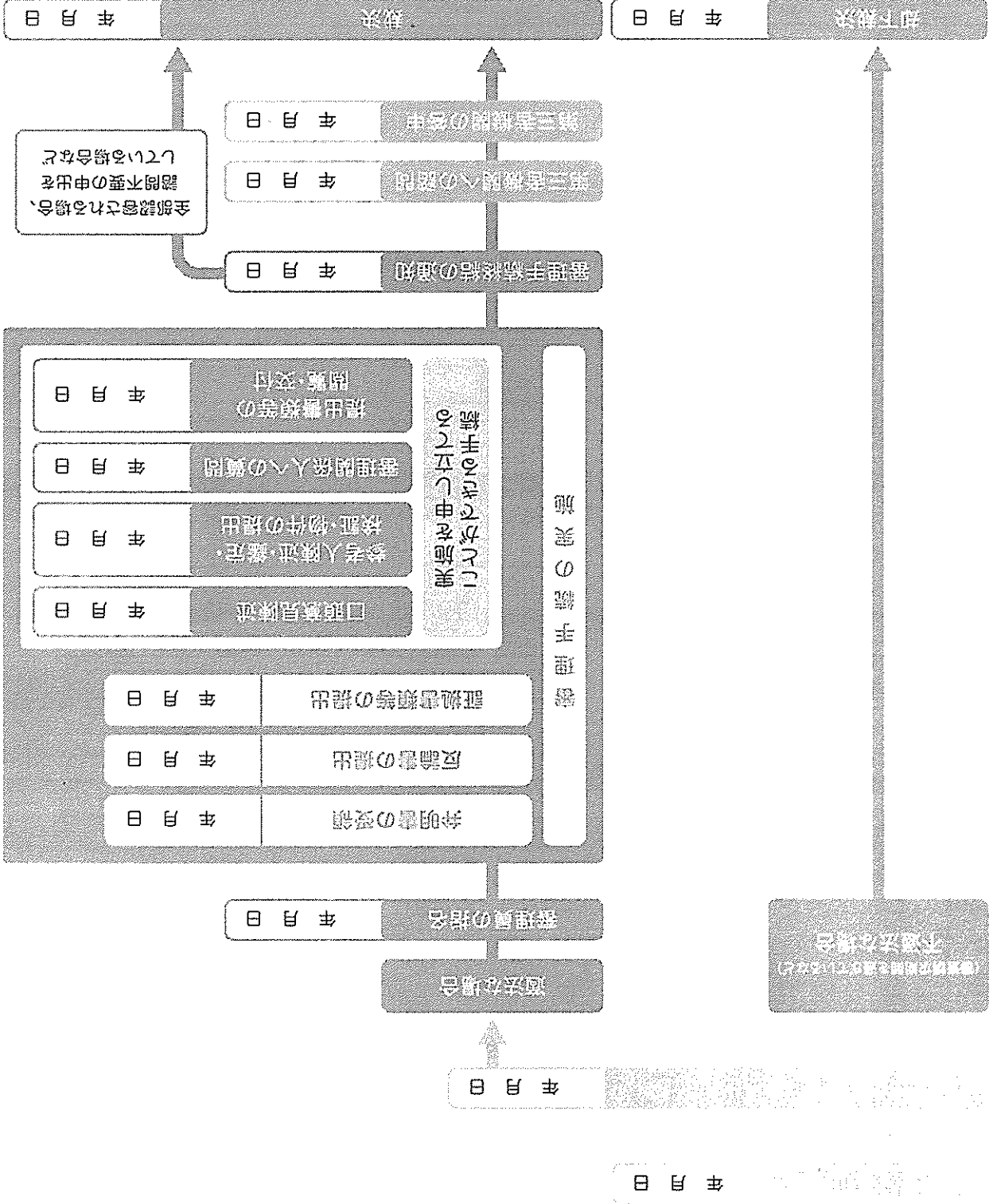
原子力規制委員会が第三条委員会であることから、改正行政不服審査法の一部が適用できないこともありえても、上記のように原子力規制庁内規が改正行政不服審査法の特徴を無視して活かしていない。上記5点を改善してより公正な審査をするように求める。

特に参議院総務委員会の附帯決議（平成二十六年六月五日）の「一、行政不服審査制度については、公正で利用しやすい簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保し、国民の行政への信頼を維持するための制度であることに鑑み、客観的かつ公正な審理手続を一層充実することなどにより、制度本来の目的が

最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うこと。」を今の原子力規制委員会の取組では全く出来ていないことを指摘する。  
以上

# 審理手続の一般的な流れ

※お申込みで一般的に想定される審査請求人からみた審理手続の流れであり、実際は、個々の案件の内容及び状況により変わります。



☎ 03-5253-5111

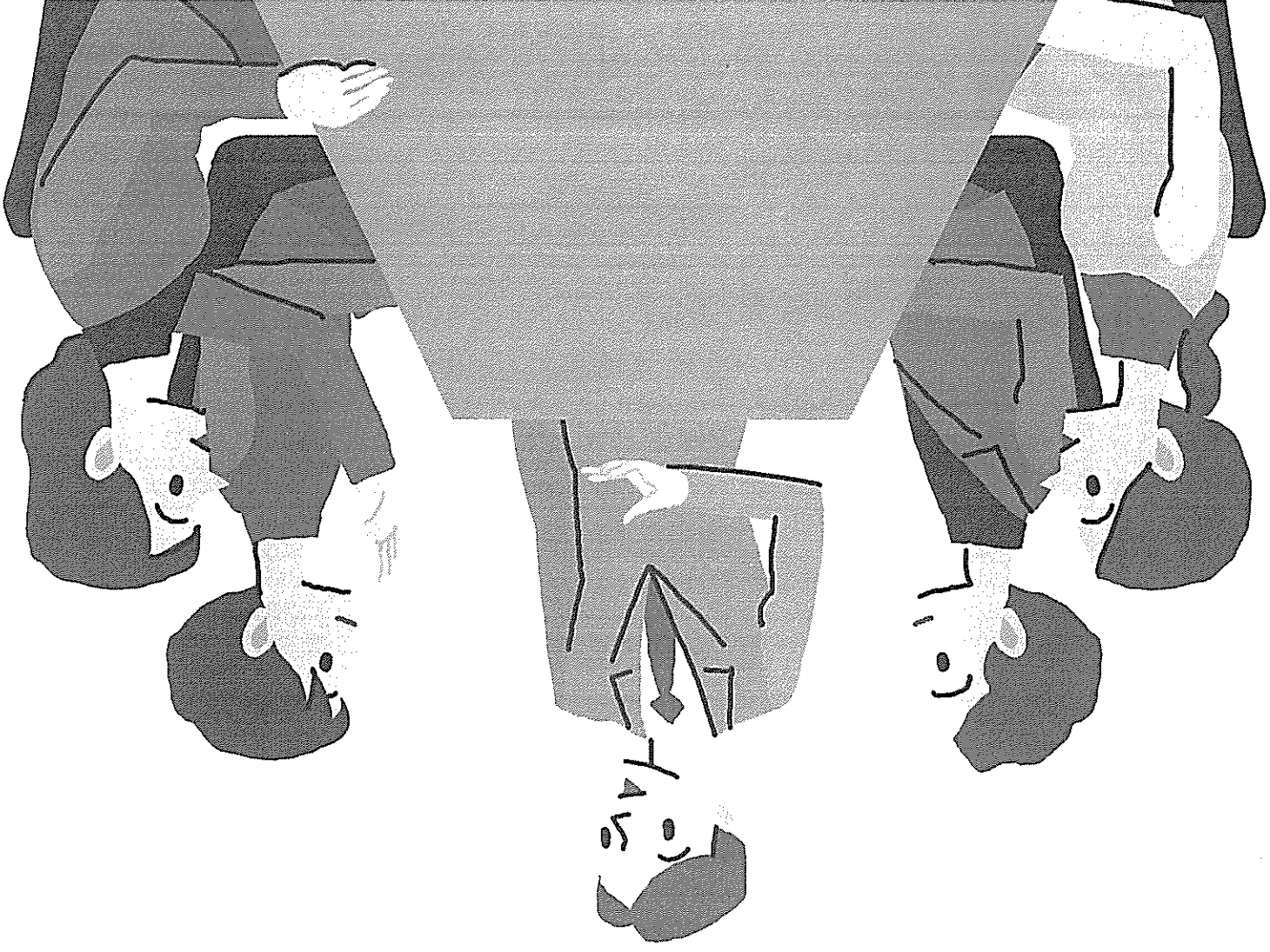
本ウェブサイトや行政不服審査法の考え方などに関するお問い合わせは、  
総務省行政管理局行政手続室にどうぞ

# 新たな行政不服審査法がスタートしました！！

改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）が、

**平成28年4月1日**から施行されました。

処分に關し國民が行政に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方に共通）が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。平成28年4月1日以降にされた処分に對する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。



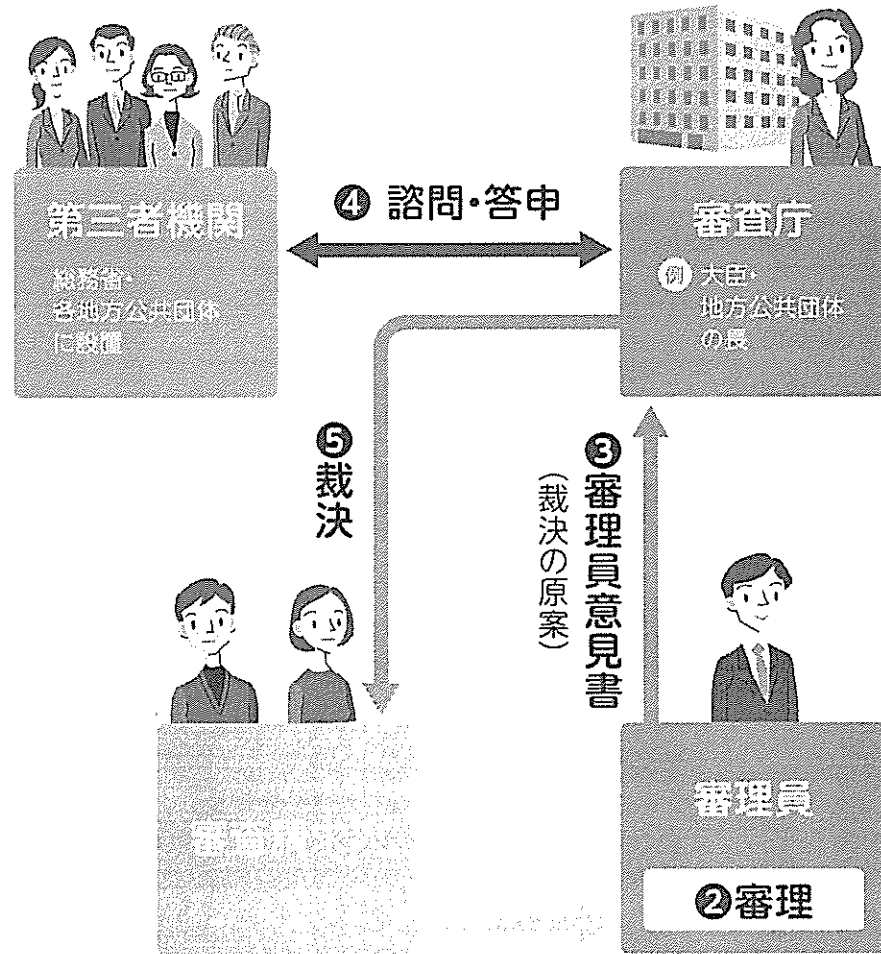
総務省行政管理局



# 1

## 審理員による審理手続・ 第三者機関への 諮問手続の導入

審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員（審理員）が、不服申立て（審査請求）の審理手続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者からなる第三者機関が審査庁（大臣や地方公共団体の長等）の判断をチェックする仕組みが導入されました。



### ① 主張・証拠提出

※審査請求人は、関係書類の閲覧・写しの交付の求めが可能



# 2

## 審理手続の充実等

不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化されました。また、不服を申し立てた者（審査請求人）が適切な主張・反論を行えるよう、その手続が充実・拡大されました。

主な事項  
 行政庁の処分に対して、不服を申し立てることができ、期間（審査請求期間）の延長  
 □ 頭意見陳述における処分庁等に対する質問権を認めるなど、審理を充実  
 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、写しの交付も可能に

現行法	改正法
<b>審査請求期間</b> ● 処分があったことを知った日の翌日から60日以内 ● 申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ ● 他の審理関係人の出席の規定なし	<b>審査請求期間</b> ● 処分があったことを知った日の翌日から3か月以内 ● 申立てをした審査請求人・参加人は、意見の陳述に加え、処分庁等に対する質問が可能に ● 全ての審理関係人を招集して実施
<b>提出書類等の閲覧等</b> ● 処分庁等から提出された書類・物件の閲覧のみ	<b>提出書類等の閲覧等</b> ● 対象を審理員に提出された全ての書類・物件に拡充するとともに、写しの交付も可能に

# 3

## 審理の迅速性の確保等

争点等の整理のための手続の新設や、標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成（努力義務）などにより、審理の迅速性の確保や、透明性の向上が図られました。

主な事項  
 裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化  
 争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続を新設  
 不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表を努力義務化

迅速性の確保	透明性の向上
<b>標準審理期間</b> 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）の設定を努力義務に	<b>審理員候補者名簿</b> ● 審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に（作成した場合は公にする義務）
<b>審理関係人の責務</b> 簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人に、審理において協力する等の責務	<b>審理過程の透明性の向上</b> ● 「意見書」などの主張書面を他の審理関係人に送付する手続を整備 ● 審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備 ● 審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け
<b>争点等の整理</b> 複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続を新設	<b>情報提供</b> 不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、必要な情報を提供することを努力義務に 裁決の内容その他不服申立ての処理状況の公表を努力義務に



原子力規制委員会に対する不服申立てに関する審理要領（原規総発第1511271号）の全部を次のように改正する。

令和元年8月29日

原子力規制庁長官 荻野 徹

### 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する規程

#### （目的）

第1条 この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による原子力規制委員会の処分又は不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てに関する事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程における用語は、法において使用する用語の例による。ただし、「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に規定する課及びこれに準ずる組織として原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）別表第2に定める内部組織をいう。

#### （審理官の指名等）

第3条 原子力規制庁長官は、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち、審理に関するものを補佐させるため、当該事務について必要な知識経験を有し、かつ、不服申立てに係る処分等に関し公正な判断をすることができることを認める職員のうちから、審理官を指名するものとする。

2 審理官は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 法第9条第3項において読み替えて適用する法第50条第1項に規定する裁決書（以下「裁決書」という。）の案の審査に関すること。

二 原子力規制委員会の会議における裁決書の案の内容その他必要な事項に関する説明等に関すること。

3 審理官は、前項第2号の事務を遂行するに当たっては、不服申立てに係る処分等を主管する課等（以下「主管課等」という。）の長又は当該処分等に関係する事務を所管する課等（以下「関係課等」という。）の長に対し、原子力規制委員会の会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(不服申立てに関する事務等)

- 第4条 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち別表に掲げるものは、主管課等において行うものとする。
- 2 主管課等の長は、別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務をその職員に行わせる場合にあっては、主管課等の職員の中から当該事務を担当する者を指名するものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者を指名してはならない。
  - 3 主管課等の長は、第1項の事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、必要な協力を求めることができる。
  - 4 関係課等の長は、前項の規定による主管課等の長の求めがあったときは、その職員に第1項の事務を補助させるものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者に別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務を補助させてはならない。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てであって、法の施行前にされた原子力規制委員会の処分又は同法の施行前にされた申請に係る原子力規制委員会の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項	事務	関係条項
1	総代の互選の命令に関する事務	法（法第9条第3項の規定により読み替えて適用することとされている規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この表において同じ。） 第11条第2項
2	利害関係人の参加に関する事務	法第13条第1項及び第2項
3	行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置に関する事務	法第14条
4	審理手続の承継に関する事務	法第15条第3項及び第6項
5	標準審理期間の設定等に関する事務	法第16条
6	審査請求書の提出に関する事務	法第19条
7	口頭による審査請求に関する事務	法第20条
8	審査請求書の補正に関する事務	法第23条
9	執行停止に関する事務	法第25条第2項及び第4項から第7項まで
10	執行停止の取消しに関する事務	法第26条
11	審査請求の取下げに関する事務	法第27条
12	弁明書の提出に関する事務	法第29条第2項から第5項まで
13	反論書等の提出に関する事務	法第30条
14	口頭意見陳述に関する事務（次の項に掲げるものを除く。）	法第31条
15	審査請求に係る事件に関する質問への回答に関する事務	法第31条第5項
16	証拠書類等の提出に関する事務	法第32条
17	物件の提出要求に関する事務	法第33条
18	参考人の陳述及び鑑定に関する事務	法第34条
19	検証に関する事務	法第35条
20	審理関係人への質問に関する事務	法第36条
21	審理手続の申立てに関する意見の聴取に関する事務	法第37条
22	審査請求人等による提出書類等の閲覧等に関する事務	法第38条第1項から第5項まで
23	審理手続の併合又は分離に関する事務	法第39条

24	審理手続の終結に関する事務	法第41条
25	裁決書の起案及び決裁並びに送付等に関する事務	法第44条から第53条まで
26	不服申立てをすべき行政庁等の教示に関する事務	法第82条
27	情報の提供に関する事務	法第84条
28	公表に関する事務	法第85条
29	前各項に掲げるもののほか、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務（第3条第2項に掲げるもの及び委員会の所掌事務に関する不服申立てに関する事務の総括に関するものを除く。）	
備考 法第22条第1項の送付及び通知に係る事務は、原子力規制庁長官官房法規部門において行うものとする。		